

経済産業省委託事業

東アフリカにおける知的財産権侵害の現状に関する調査
(ケニアおよびタンザニア)

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

目次

パート 1 : ケニア

2	国のプロフィール	5
2.1	地理.....	6
2.2	人および社会.....	6
2.3	経済—マクロ、ミクロ、産業、国際貿易.....	6
2.4	政府.....	7
2.5	輸送、物流.....	7
3	模倣状況の概要	8
3.1	はじめに.....	8
3.2	地理—模倣品の流通ルート.....	8
3.2.1	陸路.....	8
3.2.2	海路.....	9
3.2.3	空路.....	9
3.3	人口統計および社会問題.....	10
3.4	企業倫理.....	11
3.5	電子商取引—いくつかの観察.....	13
4	模倣品市場レビュー	14
4.1	はじめに.....	14
4.2	ナイロビ・カウンティ (Nairobi County).....	16
4.3	モンバサ・カウンティ (Mombasa County).....	17
4.4	キスム・カウンティ (Kisumu County).....	18
4.5	エルドレット・カウンティ (Eldoret County).....	19
4.6	ナクル・カウンティ (Nakuru County).....	20
4.7	シカ・タウン (Thika Town) (キアンブ・カウンティ (Kiambu County)).....	21
4.8	ブシア・カウンティ (Busia County).....	21
4.9	ナロク・カウンティ (Narok County).....	22
4.10	メルー (Meru) (東部カウンティ (Eastern County)).....	22
4.11	キタレ (Kitale) (トランス・ンゾイア・カウンティ (Trans-Nzoia County)).....	23
4.12	ケリチョ (Kericho).....	23
4.13	ニエリ (Nyeri).....	23
4.14	模倣品市場レビューに関する結論：模倣によって最も影響を受けている日本のブランド/製品分野.....	24

5	模倣品生産拠点	24
6	模倣対策－税関、法律、その他	25
6.1	ケニアの商標法の概要	25
6.2	好ましい商標制度	27
6.2.1	会社法の近代化	27
6.2.2	法解釈よりも実質	27
6.2.3	未登録商標は保護されている	28
6.2.4	権利行使は真剣に受領される	28
6.2.5	有名な商標は保護されている	29
6.2.6	商標法の近代化計画	31
6.3	模倣品取締法	32
6.3.1	法律	32
6.3.2	裁判所	33
6.3.3	執行当局の合理化	34
6.3.4	法律の変更－税関との間での商標の登録	34
6.3.5	オンライン模倣	36
6.3.6	模倣および特許	36
6.4	複数当事者による協力	37
6.5	並行輸入品	42
6.6	執行の実践ガイド	43
6.6.1	ACA が強制捜査を行う手順	43
6.6.2	ACA が市場執行を実施する手順	43
6.6.3	市場および組立拠点のアクセシビリティ	44
7	まとめ	44

パート 2：タンザニア

8	国のプロフィール	47
8.1	地理	48
8.2	人および社会	48
8.3	経済	48
8.4	政府	49
8.5	輸送、物流	49
9	模倣状況の概要	50

9.1	はじめに.....	50
9.2	地理：模倣品の流通ルート.....	50
9.3	人口統計および社会問題.....	51
9.4	企業倫理.....	52
10	模倣品市場に関するレビュー.....	52
10.1	はじめに.....	52
10.2	方法論に関する説明.....	54
10.3	イララ地区(Ilala District).....	55
10.4	テメケ地区(Temeke District).....	56
10.5	キノンドニ地区 (Kinondoni District).....	57
11	模倣品生産拠点.....	59
12	模倣対策—法律、税関、その他.....	59
12.1	タンザニアの商標法の概要.....	59
12.2	商標に関する判決.....	60
12.3	模倣品取締対策.....	61
12.3.1	全般.....	61
12.3.2	商標権侵害.....	62
12.3.3	公正競争法および商品標法.....	62
12.3.4	税関監視.....	63
12.3.5	電子税印紙 (ETS).....	63
12.4	複数当事者による協力.....	64
12.4.1	強制捜査および押収.....	64
12.4.2	トレーニング.....	65
12.5	執行の実践ガイド.....	66
12.5.1	FCC が強制捜査を行う手順：.....	66
12.5.2	市場および組立拠点のアクセシビリティ.....	67
13	まとめ.....	67

パート 1 : ケニア

1 国のプロフィール

ケニアの地図 (東アフリカにおける位置を示す)



1.1 地理

ケニアは東アフリカにある中規模の国であり、以下の各国と国境を接している：ソマリア、エチオピア、タンザニア、ウガンダ、ならびに南スーダン。

ケニアの面積は約 580,000 平方マイルである。ケニアはインド洋に面しており、536 km の海岸線および 200 海里の排他的経済水域 (EEZ) を有している。ケニアの重要な地理的特徴として、ヴィクトリア湖、リフトバレー、ケニア山 (5197m) などがある。

ケニアの首都はナイロビである。市内人口は約 350 万人であり、約 650 万人が広域都市圏に住んでいる。ケニア第 2 の都市はモンバサであり、その人口は約 150 万人である。モンバサはインド洋に面しており、主要港かつ東アフリカへの玄関口となっている。

1.2 人および社会

ケニアの人口は約 5100 万人である (data.worldbank.org)。ケニアには多くの部族があり、キクユ族、ルヒヤ族、ルオ族などの大部族、ソマリ族やマサイ族などの小部族がいる。ケニアの平均余命は 65 歳である。

ケニアの識字率は約 78% である。ケニアで話されている主な言語は英語およびスワヒリ語である。ケニアで普及している宗教には、キリスト教、ヒンズー教、イスラム教、シーク教などがある。

1.3 経済—マクロ、ミクロ、産業、国際貿易

ケニアの国内総生産 (GDP) は、880 億米ドルの規模である (data.worldbank.org)。通貨はケニア・シリングであり、1 米ドルは約 102.8 ケニア・シリング(2020 年 3 月)である。

ケニアの天然資源には以下のものがある：石灰石、ソーダ灰、塩、宝石、亜鉛、石膏、野生生物、ならびに水力。

ケニアの輸出品には以下のものがある：茶、園芸製品、コーヒー、石油製品、魚、ならびにセメント。

ケニアの主要な輸出パートナーには以下の国がある：英国、ウガンダ、タンザニア、ならびにオランダ。

ケニアの輸入品には以下のものがある：機械および輸送機器、自動車、鉄鋼、樹脂、ならびにプラスチック製品。

ケニアの主要な輸入パートナーには以下の国がある：中国、インド、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、ならびに南アフリカ。2018年の輸入額は、中国から37億7,800万米ドル（22%）、サウジアラビアから17億米ドル、インドから16億4,800万米ドル、アラブ首長国連邦（UAE）から14億4,000万米ドル、南アフリカから6億3,900万米ドルだった。

1.4 政府

ケニアは立憲民主主義であり、政府は立法府、行政府、ならびに司法府で構成されている。ケニア国内は47のカウンティ(county)に分割されており、ある程度の権限委譲がなされている。ケニアの選挙権年齢は18歳である。

ケニアは元イギリス植民地であり、1963年12月12日に独立した。与党はジュビリー党であり、現在の大統領はウフル・ケニヤッタで、2013年以来在任している。ウフル・ケニヤッタはケニアの初代大統領ジョモ・ケニヤッタの息子である。

1.5 輸送、物流

モンバサにある国際港は、ケニアへの、そして実質的に東アフリカへの重要な玄関口となっている。ヴィクトリア湖畔のキスム(Kisumu)という町には重要な港があり、ウガンダおよびタンザニアへのフェリー接続を有している。

ケニアの主要国際空港は、ナイロビのジョモ・ケニヤッタ国際空港とモンバサのモイ国際空港である。

ケニアには約168,000 kmの道路があり、そのうち約13,900 kmが舗装されている。ケニア国内では約10万台のミニバスタクシー（マタトゥ）が運行しており、ナイロビやモンバサなどの主要都市間を走るバスサービスが存在している。

ケニアには2,066 kmの鉄道があり、ナイロビやモンバサなどの主要都市を結んでいる。ケニア国内の列車はケニア鉄道会社によって運営されている。

2 模倣状況の概要

2.1 はじめに

ケニアでは、模倣が蔓延しているといわれる。これは、以下のような多くの要因に起因している：

- ケニアにおける真正商品の限られた供給。
- ケニアにおける真正商品の価格の高さ。
- ケニアにおける貧困レベルの高さ。
- ケニアにおける腐敗レベルの高さ。
- 多くのケニア人が真正商品を判別できないこと。
- ケニアにおける模倣およびその影響に関する知識の欠如レベルの高さ。
- デジタル技術の影響。
- 輸入制限および管理の撤廃。
- グローバリゼーションおよび貿易自由化政策（これは市場における模倣品の増加に関連している）。

2.2 地理－模倣品の流通ルート

2.2.1 陸路

ケニアでは、「ワンストップ国境検問所（OSBP）」として知られる6つの主要な公式国境交流地点がある。具体的には以下の地点である：

- *ブシア国境地点(Busia Border Point)*
- *マラバ国境地点(Malaba Border Point)*
- *ナマンガ国境地点(Namanga Border Point)*
- *モヤレ国境地点(Moyale Border Point)*。

- ルンガルンガ-ホロホロ国境地点(Lunga Lunga- Horo Horo Border Point)。
- イセバニア-シラリ国境地点(Isebania Serare Border Point)。

すべてのOSBPにおいて、ケニアに出入りする模倣品の報告が上げられている。模倣品は、トラック、コンテナ、さらには個人の自動車で運ばれている。

これらの公式国境地点に加えて、ケニアの隣国（ソマリア、エチオピア、タンザニア、ウガンダ、ならびに南スーダン）との非公式の越境地点が多数ある。模倣品は、もちろん、これらの非公式の越境地点を通してケニアに出入りさせることが可能である。

2.2.2 海路

ケニアの主要港は以下の通りである：

キリンディニ港(Kilindini Port)としても知られるモンバサ港(Mombasa Port)。これはアフリカで5番目に大きい港であり、現在の取扱量は約120万TEUS（20フィートコンテナ換算量）、2022年の予測取扱量は159.9万TEUSである。

この港はモンバサ・カウンティにあり、模倣品の入った輸送用コンテナの主要な入り口となっている。中国やアラブ首長国連邦（UAE）などの国から、そして非常にまれに日本発の模倣品が、この港からケニアに入る。

キリンディニ港に到着したコンテナのほとんどは、その後、鉄道でナイロビ・カウンティにある内陸コンテナ倉庫へと運ばれる。この倉庫では、模倣品に関する多数の報告が上げられている。

2.2.3 空路

ケニア国内には多数の空港がある。しかしながら、模倣品はこれらの空港のうち以下の2か所でしか報告されていない：

- ナイロビのジョモ・ケニヤッタ国際空港 (JKIA; Jomo Kenyatta International

Airport)。

- エルドレットのエルドレット国際空港(*Eldoret International Airport*)。

2.3 人口統計および社会問題

ケニア模倣品取締局 (ACA; Anti-Counterfeit Authority) は、2018年にこの問題に関する調査を実施しており、そのレポートは「ケニア都市部における模倣レベル」と呼ばれている (ACAは本レポート内で頻繁に議論されており、その機能については後で説明する。)。それにより、以下のような所見が与えられている：

- 模倣品に関して言えば、識字能力と教育が大きな役割を果たす。一般に、教育水準の低いケニア人は、教育水準の高いケニア人よりも模倣品を購入する可能性が高い。

この理由の1つとして、教育水準の高い人々は模倣品と真正商品をよりよく区別できるということが考えられる。もう1つの理由として、教育水準の低い人々は、模倣が違法であるという事実を大抵の場合認識していないということがある。これは、農村部の人々が都会のケニア人よりも比例的に模倣品を購入する可能性が高い理由を部分的に説明している。

- 富と収入は、模倣の問題において重要な役割を果たす。低所得者は真正商品を買う余裕がないため、模倣品を購入する可能性が高くなる。
- しかしながら、富裕層ないしある程度裕福な人でも、模倣品を購入することがある。この調査では、ケニアの富裕層は一般的に有名なブランド名に精通しており、それらをどこで調達するかという知識とそれらを購入する手段の両方を持っているにもかかわらず、誤って模倣品を購入してしまうことがあることが示唆されている。これが示唆されてきた理由の1つとして、模倣品の製造に関わる技術が今や非常に進歩しているため、目の肥えた人でも模倣品と真正商品を常には区別できないということがある。
- 真正商品と模倣品の違いを理解している消費者でさえ、意識的に模倣品を選ぶことがある。その理由の1つとして、価格がより安いことが挙げられるかもしれない。もう1つの理由として、入手可能性が挙げられるかもしれない—ケニアでは、模倣品はしばしば真正商品よりも容易に入手できる。
- ケニアの多くの人々は、模倣品は真正商品と同程度には良いものであると実際に信じているため、意図的に繰り返し模倣品を購入している。
- ケニアの一部の人々は、商品が模倣品であるか真正商品であるかを単純に気にしないた

め、模倣品を購入している。

- 車両などの商品のスペアパーツに関して言えば、多くのケニア人は、製品が真正商品よりも安い場合、非常に喜んで模倣品を購入している。そして、多くのケニア人は、模倣品が合理的な期間長持ちすると信じていると思われる。
- ケニアの消費者の多くは、模倣が違法であることを知っていても、模倣品の購入に罪悪感を覚えない。彼らは多くの場合、模倣品の購入は貧困により正当化されると思っている。

この調査により、主要なブランド所有者は、（おそらくは世界知的所有権機関（WIPO）や国際商標協会（INTA）などの国際的な知的所有権団体、ならびにケニアの知的所有権事務所または専門団体と連携して）ケニア国内におけるブランド認知プログラムを真剣に検討すべきであることが示唆されている。

2.4 企業倫理

ケニアの経済界では、模倣被害の認識度が相当高まっている。この理由の1つとして、ケニアの商標登録を所有し、自身の商品を契約製造業者に海外で製造させている多くのケニア企業が、地元のライバル企業と同じ海外製造業者からほぼ同一の製品を調達し、それらの商品を同じブランド名でより低価格でケニア国内で販売しているのを発見したことがあるからである。これらの商標権所有企業の一部は、実際に廃業を余儀なくされてきている。

これらの慣行は、相当な警戒心や怒りにつながってきている。ケニア製造業者協会（KAM）として知られる組織は、模倣被害の認識度を高めてきている。この団体は、模倣品取締小委員会を通じて、模倣品の販売に起因する不公正な競争に一層注意を払うよう、ケニア政府に対して働きかけを行ってきている。

KAMは、模倣に対して重い罰則が課せられるようさらなる働きかけを行ってきている。それにより、多くの模倣品が課税を回避し、国の収入を大幅に低減させているという事実、ケニア政府の注意が向けられるようになっている。KAMの議長は以下のように言った：

「政府はこの不正販売により数十億シリングの損失があったと公言している。これは販売コストを膨らませ、輸入品の過少申告を助長することに加えて、税関を通らない商品の密輸を引き起こすものである。」

ケニア模倣品取締局(ACA)、KAM、ならびにケニア民間部門同盟の共同レポートにおいて、模倣は経済に対して以下のような有害または負の結果をもたらすと結論付けられている：

- 模倣品製造者が税金や関連する関税または料金を支払うことはめったにない（極めてま

れである)。

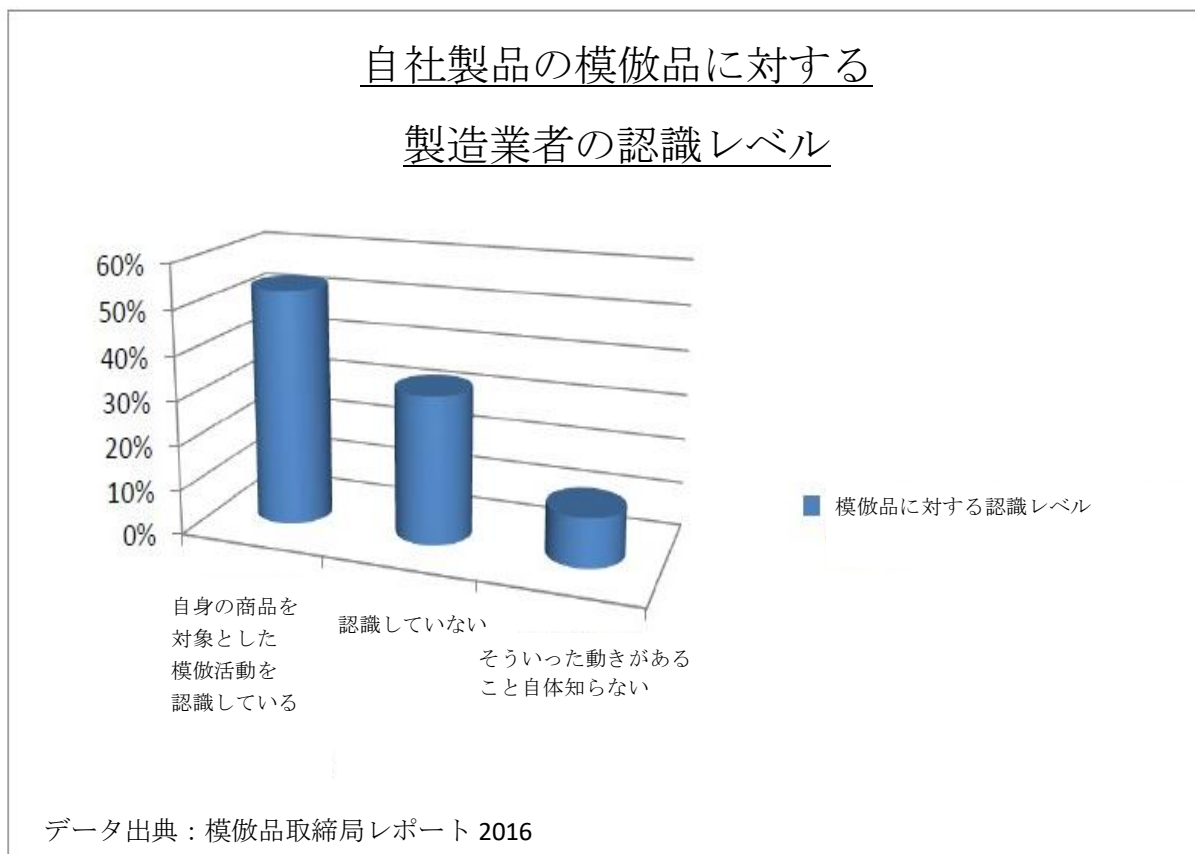
- 模倣品製造者が負う生産コストは限られているので、彼らは商品を安く売ることができ、それによって真正商品の生産者の価値が貶められる。この活動は、企業から本来受けるべき利益を奪っている。
- 模倣品は、公衆衛生および安全に対して重大なリスクをもたらしている。
- 模倣品の品質が真正商品よりも低い場合、真正商品の製造業者の評判が毀損され、このことが将来の売上の損失につながる。
- 模倣品取引は、知的所有権所有者と模倣品製造者との間の貿易関係の緊張につながる可能性がある。

2016年にケニア模倣品取締局(ACA)がケニアの都市部における模倣傾向に関するデータを提供することを目的として実施した調査により、ケニアの製造業者のおよそ50%が自社の製品またはブランドを標的とする模倣活動を認識していることが立証された。

この調査により、模倣品の巨大な市場、ならびに模倣によって生み出される巨大な利益は、多くの連続犯罪者や生涯犯罪者らが模倣によるビジネスに引き付けられていることを意味していることがさらに立証された。

上記のレポートおよび統計は、模倣品取締局(ACA)、ケニア民間部門同盟(KEPSA)、ならびにケニア製造業者協会(KAM)が関与した研究による成果物であり、これは最終的に、「違法取引に対処するための国家行動計画」として知られる戦略文書の作成につながった(この文書は、ACAのウェブサイト www.aca.go.ke からダウンロードできる)。

ケニア企業による模倣の認識レベルを示すグラフ



2.5 電子商取引—いくつかの観察

ケニアでは、世界の他の地域と同様、今やインターネット上で多くの模倣活動が行われるようになってきている。現在、KilimallやJumiaなどのケニアのオンラインショッピングプラットフォームで多くの模倣品が販売されている。ケニア国内でのオンライン模倣によって最も影響を受けている製品には以下のものがある：

携帯電話、電話アクセサリ、香水、腕時計、ならびに美容製品

ケニアでは電子商取引が十分に規制されておらず、そのため業者は法執行が行われるような物理的な所在地を保持している必要がない。これに加えて、物理的な場所を持つ多くの企業は、これらの施設に模倣品を保管せず、それらを別の未公開の場所に保管することを選択する。これはもちろん、調査や法執行を非常に困難にする可能性がある。

検討する価値のあるオンラインのさらなる問題として、模倣品が多くの場合、Facebook、Instagram、WhatsApp、Twitterなどのソーシャルメディアプラットフォームで宣伝されているということがあ

ニアでは、中産階級（インターネットにアクセスでき、かつ誰もが欲しがるブランドのより安価なバージョンに魅力を感じるのも無理はないような人たち）が、模倣品をオンラインで購入する可能性が最も高くなっている。

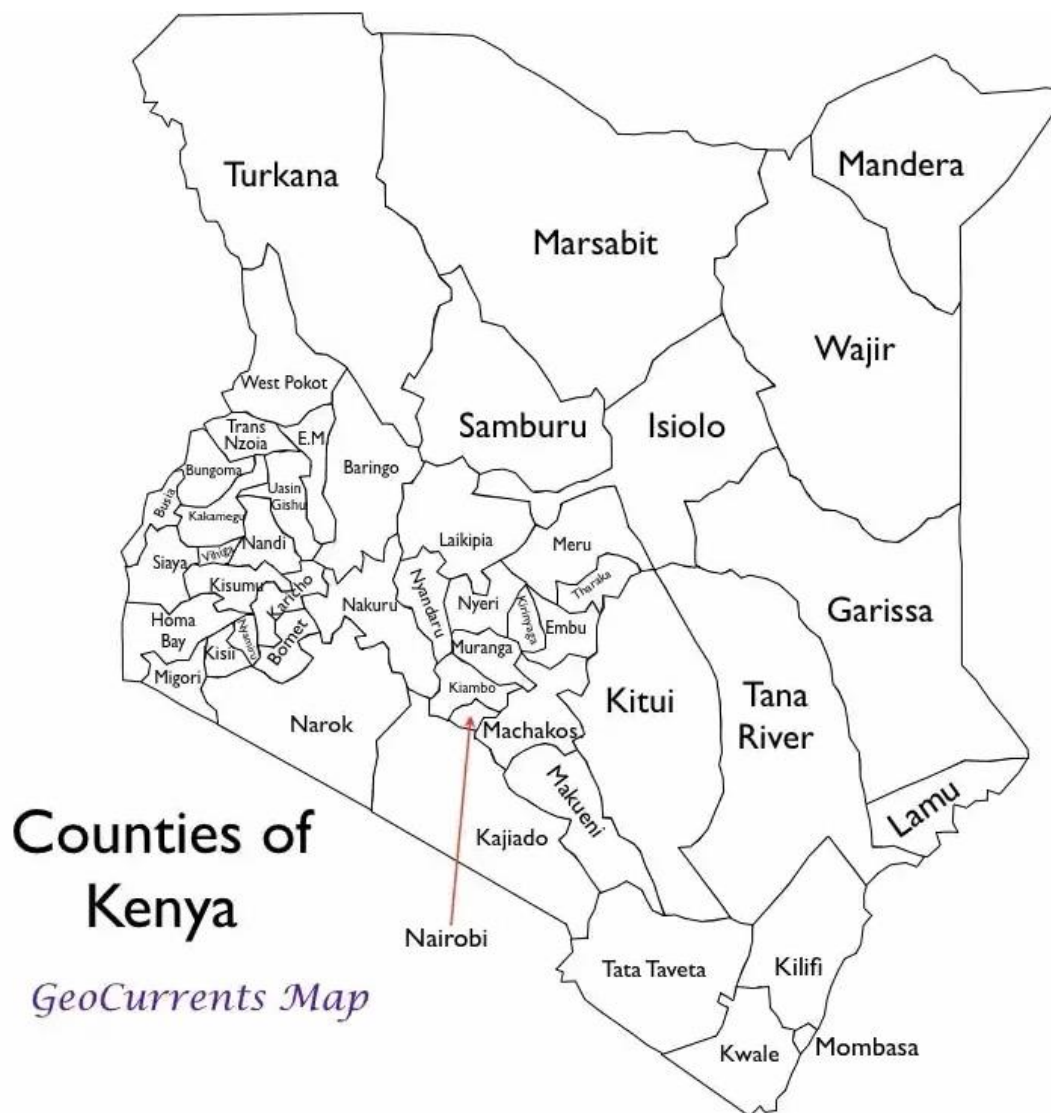
3 模倣品市場レビュー

3.1 はじめに

以下を立証するためにケニア国内の主要カウンティにおいて調査が行われた：

- 模倣品市場のある場所。
- 模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリ。

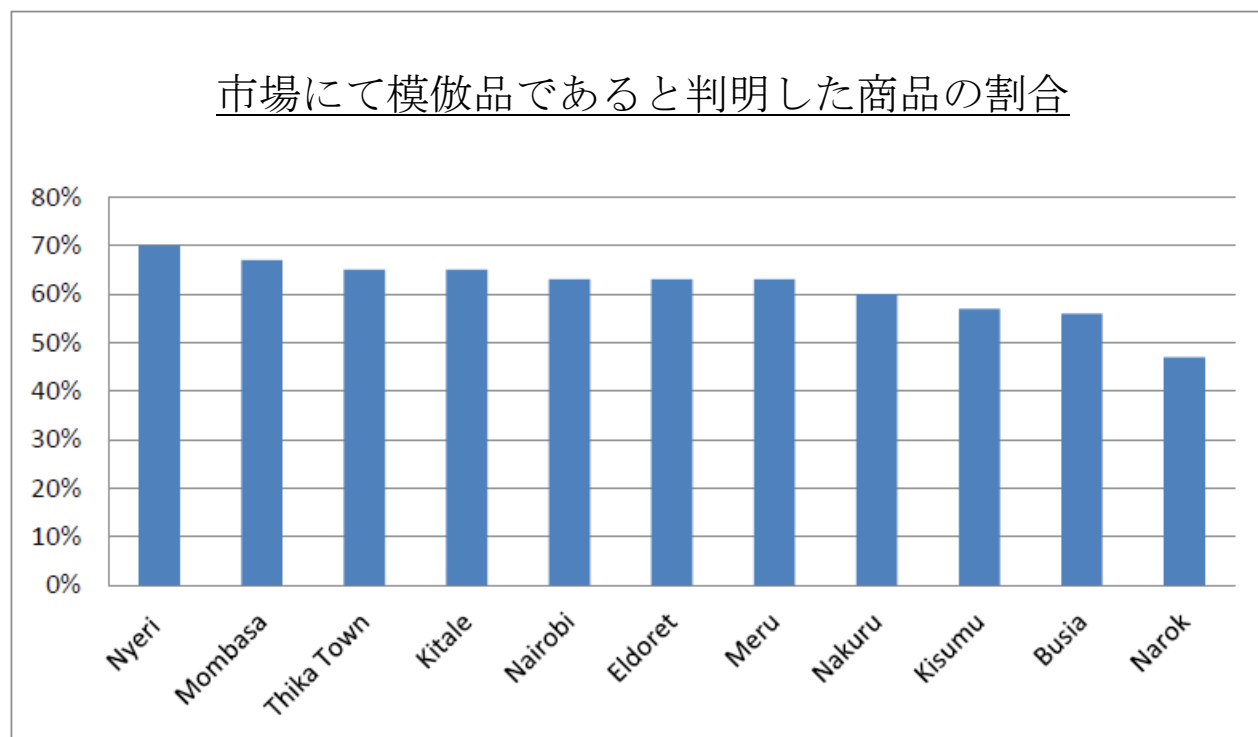
ケニアの各カウンティ



2017年にケニア模倣品取締局(ACA)が発行したレポートで、模倣の問題がどれほど深刻であるかが明らかにされている。公表された表によると、各カウンティの市場において模倣品であることが判明した商品のおおよその割合は以下の通りである。

- ニエリ(Nyeri) – 70%。
- モンバサ(Mombasa) – 67%。
- シカ・タウン(Thika Town) – 65%。
- キタレ(Kitale) – 65%。
- ナイロビ(Nairobi) – 63%。
- エルドレット(Eldoret) – 63%。
- メルー(Meru) – 63%。
- ナクル(Nakuru) – 60%。
- キスム(Kisumu) – 57%。
- ブシア(Busia) – 56%。
- ナロク(Narok) – 47%。

模倣品の割合を示すグラフ



データ出典：ケニア模倣品取締局レポート 2017

次に、さまざまなカウンティをより詳細に見てみることにする。

3.2 ナイロビ・カウンティ(Nairobi County)

ナイロビ・カウンティでは、国内の多くの場所と同様、模倣品の取引が蔓延している。販売されている模倣品の多くは、中国やアラブ首長国連邦（UAE）からのものである。ケニア模倣品取締局(ACA)およびその他の当局は、模倣が最も普及しているナイロビの地区は以下の通りであると特定している：

- 中央商業地区 (CBD: Central Business District)
- リバー・ロード(River Road)
- カムクンジ・マーケット(Kamukunji Market)
- キリニャガ・ロード(Kirinyaga Road)
- イーストリー地区(Eastleigh Area)
- 工業地区(Industrial Area)
- カリオバンギ地区(Kariobangi Area)およびその周辺

これらの多くの場所において、捜索・押収のための強制捜査が成功裏に実施されてきた。

ナイロビ・カウンティにおける模倣によって最も影響を受けている製品分野には以下のものがある：

- 自動車部品、オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッド。これらの商品は、キリニャガ・ロード(Kirinyaga Road)、バリチョ・ロード(Baricho Road)、ならびにダルエスサラーム・ロード(Dar es Salaam Road)において特に普及している。この地区には400以上の自動車専門店があり、毎日何千もの部品が販売されている。強制捜査が成功裏に実施されてきたという事実にもかかわらず、監視機関は販売中の商品の60%が模倣品であることを示唆している。入手可能な模倣品の中には、多くの大手自動車会社向けの部品がある。
- 家電製品および部品ーリチウム電池、充電機、プラグ、机、電卓、DVDプレーヤー、ゲーム機器、冷蔵庫、洗濯機など。これらはルツゥリ大通り(Luthuli Avenue)やイーストリー地区(Eastleigh Area)で見られる。この地区には100以上の店舗があり、模倣家電が販売

されている。販売されている商品の約75%は模倣品であると推定されている。いくつかの主要な日本のブランドがこの活動の影響を受けている。

- **オフィス機器**—インクカートリッジ、文房具など。これらは、モンバサ・ロード (Mombasa Road)やリバー・ロード(River Road)で発見されており、これらは、約80の店舗からなる模倣品の非常に大きな市場である。模倣オフィス機器に加えて、模倣家電製品、ならびに模倣スキンケア用品や化粧品もここで入手することができる。この地区で販売されている商品の約80%は模倣品であると考えられている。強制捜査は頻繁に実施されているが、模倣は依然として盛んである。
- **衣料品および腕時計**。これらは、**中央商業地区(CBD)**、**イーストリー地区(Eastleigh Area)**、ならびに**カムクンジ地区(Kamukunji Area)**で見られる。ここでは強制捜査が実施されてきたが、依然として模倣品取引は続いている。ここで販売されている商品の66%は模倣品であると推定されている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- **スキンケア製品および化粧品**—**スキンローション、スキンクリーム、リップクリーム、メイクアップ用品、ボディクリーム、ならびに衛生用品**。
- **医薬品、処方薬、市販薬**。これらはリバー・ロード (River Road)や**中央商業地区(CBD)**で見られる。

3.3 モンバサ・カウンティ (Mombasa County)

キリンディニ港は、ケニアへの出入りの重要な玄関口となっている。輸入品が多く、多くの国から届いており、商品は以下を含むアフリカ諸国へと送られている：

コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、ならびにブルンジ。

キリンディニ港からケニア国内に入ってくる商品は、多くの場合模倣品である。

模倣品が販売される可能性が最も高いモンバサ・カウンティの地区は以下の通りである：

- **ハイレ・セラシエ大通り (Haille Selassie Avenue)**

- ケニア鉄道クラブの隣のガレージ地区(*Garage Zone*)
- ボンデニ(*Bondeni*)
- 旧市街(*Old Town*)

ケニア模倣品取締局(ACA)およびその他の執行当局は、これらの場所で模倣品取締のための強制捜査を成功裏に実施してきた。

この地区での模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- 自動車部品－オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。これらは多くの場合、ハイレセラー大通り(*Haille Selassie Avenue*)およびガレージ地区(*Garage Zone*)で見られる。この地区の約150の店舗では、商品の50%以上が模倣品であると推定されている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- 家電製品および部品－リチウム電池、充電機、プラグ、机、電卓、DVDプレーヤー、ゲーム機器、冷蔵庫、洗濯機など。これらは特にピアシャラ通り(*Biashara Street*)や旧市街(*Old Town*)で普及している。この地区には約300の店舗があり、商品の60%近くが模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- オフィス機器－インクカートリッジ、文房具。これらは、中央商業地区(CBD)およびピアシャラ通り(*Bishara Street*)において入手することができる。商品の約60%は模倣品であると考えられている。
- 衣料品および腕時計。これらは、中央商業地区(CBD)、ピアシャラ通り(*Bishara Street*)、ならびに旧市街(*Old Town*)において入手することができる。これらの商品は約200の店舗において取引されている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- スキンケア製品および化粧品－スキンローション、スキンクリーム、リップクリーム、メイクアップ用品、ボディクリーム、ならびに衛生用品。
- 医薬品、処方薬、市販薬。

3.4 キスム・カウンティ(*Kisumu County*)

このカウンティでは、医薬品、食料品、電子機器、衣料品、自動車、肥料など、さまざまな製品の模倣品が報告されている。

以下のようなキスム・カウンティのさまざまな場所で、当局による模倣品の押収が行われてきている：

- 中央商業地区 (CBD: *The Central Business District*)
- ガレージ地区(*The Garage Area*)
- キブエ・マーケット (*Kibuye Market*)

このカウンティでの模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- 自動車部品、オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッド。
ガレージ地区(*The Garage Area*)には約120の店舗があり、有名な日本のブランドの模倣部品が販売されている。この地区で見つかった商品の約65%は模倣品であると考えられている。
- 家電製品および部品ーリチウム電池、充電機、プラグ、机、電卓、DVDプレーヤー、ゲーム機器、冷蔵庫、洗濯機など。模倣品は、中央商業地区(CBD)とキブエ・マーケット地区(*The Garage Area*)にある約60の店舗で容易に入手することができる。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- 衣料品および腕時計。約50の店舗がこれらの商品を扱っており、販売されている商品の60%は模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- スキンケア製品および化粧品ースキンローション、スキンクリーム、リップクリーム、メイクアップ用品、ボディクリーム、ならびに衛生用品。

3.5 エルドレット・カウンティ(Eldoret County)

エルドレット(Eldoret)はケニアで4番目に大きな都市であり、周辺地域とともに経済成長地域になっている。経済成長に伴って模倣は増加するが、これは間違いなくエルドレットにおいてもそうになっている。エルドレットには国際空港があり、ここ数年で急速に成長してきている。エルドレット空港は現在、模倣品、特にアラブ首長国連邦(UAE)から持ち込まれる品物の主要な玄関口となっている。この場所で最も影響を受けている商品は、携帯電話や家電製品などの電子機器である。

空港のほか、以下の場所で模倣品が販売されているのを見ることができる：

- 中央商業地区 (CBD: *The Central Business District*)

- ウエスト・マーケット (*West Market*)
- ミトゥンバ・マーケット (*Mitumba Markets*)、エルドレットのエリヤ・シェリヨット通り (*Elijah Cheriyyot St*)

このカウンティでの模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- 自動車部品—オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッド。約80の店舗がこれらの商品を扱っており、商品の約65%が模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- 家電製品および部品—リチウム電池、充電機、プラグ、机、電卓、DVDプレーヤー、ゲーム機器、冷蔵庫、洗濯機など。約60の店がこれらの商品を扱っており、これらの店で販売されている商品の約70%は模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- 衣料品および腕時計。約25の店舗が腕時計を扱っており、商品の50%以上が模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- スキンケア製品および化粧品—スキンローション、スキンクリーム、リップクリーム、メイクアップ用品、ボディクリーム、ならびに衛生用品。

3.6 ナクル・カウンティ (*Nakuru County*)

以下の場所で模倣活動が報告されている：

- 中央商業地区 (*CBD: The Central Business District*)
- バスターミナル地区 (*Bus Terminus Area*)
- ビアシャラ通り (*Biashara Street*)
- ギコンバ・マーケット (*Gikomba Market*)
- タウン・マーケット (*Town Market*)

このカウンティでは、ケニア模倣品取締局(ACA)およびその他の執行当局により、強制捜査が成功裏に実施されてきた。このカウンティにおいて販売されている商品の約60%は模倣品であると考えられている。

このカウンティでの模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

自動車部品、オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッド。これらの商品は、中央商業地区(CBD)、ビアシャラ通り(Biashara Street)、ギコンバ・マーケット(Gikomba market)、ならびにナクル・エルドレット高速道路(Nakuru-Eldoret highway)沿いの約70の店舗で見られる。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。

3.7 シカ・タウン(Thika Town) (キアンブ・カウンティ(Kiambu County))

シカ・タウン(Thika Town)は、ケニアで最も急成長している町の1つである。この地区の人口は近年大幅に増加しているが、この増加は主にナイロビ・カウンティに近接していることによる。

ケニア模倣品取締局 (ACA) およびその他の執行当局は、シカ・タウンにおいて強制捜査を成功裏に実施してきた。

シカ・タウンにおける模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- 自動車部品—オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッド。これらの商品はガレージ地区で見られ、商品の65%は模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- 家電製品—約50の店舗がこれらの商品を販売しており、商品の70%は模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。

3.8 ブシア・カウンティ(Busia County)

ブシア(Busia County)はケニアとウガンダの国境にある。ブシアにはワンストップ国境検問所 (OSBP) があり、この国境地点には模倣品を押収できる職員が配置されている。しかしながら、ブシアには無人越境地点も2か所存在しており、これらの地点において模倣品がケニアに出入りすると考えられている。

ケニア模倣品取締局 (ACA) およびその他の執行当局は、ブシアにおいて強制捜査を成功裏に実施してきた。

模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- 自動車部品－オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。

これらの商品は約45の店舗において取引されている。

3.9 ナロク・カウンティ(Narok County)

この地域は国際人が集まっていることで知られている。この地区には、農業や小規模ビジネスに携わっている人も多くいる。

ケニア模倣品取締局（ACA）およびその他の執行当局は、この地区で強制捜査を成功裏に実施してきた。

この地区で販売されている模倣品のほとんどは、自動車のスペアパーツおよびトラクター部品であると報告されている。これにより、以下の製品分野が模倣によって最も影響を受けている：

- 自動車部品－オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。

約40の店舗がこれらの商品を扱っており、商品の50%以上が模倣品であると考えられている。ほとんどの部品はトラックおよびトラクター用である。日本のブランドは、この地区での模倣により影響を受けている。

3.10 メルー(Meru) (東部カウンティ(Eastern County))

メルルーは、東部カウンティにある都市である。この町は、違法アルコールの生産および流通で有名である。ケニア模倣品取締局およびその他の執行当局は、この地区で強制捜査を成功裏に実施してきた。

違法アルコールの評判にもかかわらず、他の多くの製品も模倣の影響を受けている。メルルーにおける模倣によって最も影響を受けている製品には以下のものがある：

- 自動車部品－オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。約40の自動車部品ディーラーが存在し、商品の約60%が模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。

- **家電製品**。約30の店舗がこれらの商品を扱っており、商品の約65%が模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。

3.11 キタレ(Kitale) (トランス・ンゾイア・カウンティ(Trans-Nzoia County))

キタレ(Kitale)はリフトバレー北部に位置する町で、ナイロビ・カウンティから約380 kmの場所にある。ここでは農業が大きな役割を果たしているが、人々は自動車、衣料品、家電製品、ならびにオフィス機器の流通にも従事している。

キタレへの模倣品の流入があったが、これはケニアとウガンダの間の国境が穴だらけであることに起因している。

ケニア模倣品取締局 (ACA) およびその他の執行当局は、キタレにおいて強制捜査を成功裏に実施してきた。

キタレにおける模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- **自動車部品** – オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。
35以上の店舗がこの活動に従事しており、商品の約50%が模倣品であると考えられている。

3.12 ケリチヨ(Kericho)

ケリチヨ(Kericho)はケニアリフトバレー西部の高地にある。茶の栽培はこの地区の重要産業であるが、自動車や家電製品の販売に関わる企業も存在している。

模倣によって最も影響を受けている製品カテゴリには以下のものがある：

- **自動車部品** – オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。
商品の約 60%が模倣品であると考えられている。

3.13 ニエリ(Nyeri)

ニエリ(Nyeri)はケニアの中央部に位置し、その政府所在地かつ最大の町は同じくニエリと呼ばれている。

ニエリにおける模倣によって最も影響を受けている製品分野には以下のものがある：

- 自動車部品－オイルフィルター、エンジンフィルター、点火プラグ、ブレーキパッドなど。
約50の自動車部品ディーラーが存在し、商品の約50%が模倣品であると考えられている。
いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。
- 家電製品－リチウム電池、充電機、プラグ、机、電卓、DVDプレーヤー、ゲーム機器など。約40の店舗がこれらの商品を扱っており、商品の約65%が模倣品であると考えられている。いくつかの主要な日本のブランドが影響を受けている。

3.14 模倣品市場レビューに関する結論：模倣によって最も影響を受けている日本のブランド/製品分野

ケニア国内における模倣品取締対策の話へと移る前に、ケニア国内での模倣によって最も影響を受けていると思われる日本のブランドが以下の産業部門に含まれていることが我々の調査で示唆されていることを最後に述べておくことは有益であろう：

- 自動車部品
- 家電製品
- 楽器および音楽用品
- 腕時計および衣料品

調査によると、医薬品や化粧品に関する限りでは、模倣品の影響を受けている日本のブランドは存在していない。

4 模倣品生産拠点

ケニア模倣品取締局(ACA)は、2018年にレポートを発行したが、そこではケニア国内には模倣品の生産拠点は存在しないと主張されていた。しかしながら、ケニア国内における実態として、多くのケニア企業が中国やアラブ首長国連邦(UAE)などの国から模倣品を輸入している。これらの模倣品は個別のコンポー

ネットの形でやって来て、その後ケニアの輸入業者によって組み立てられる。また、輸入業者は、自身で印刷したラベルやロゴを使用して製品を再パッケージ化する。その後、商品は市場に送られ、そこで真正商品として流通される。

この活動の大部分はナイロビ・カウンティ内で行われている。これが行われる可能性がある特定の地区には以下のものがある：

- 工業地区(*The Industrial Area*)。
- カリオバンギ地区(*The Kariobangi Area*)。
- イーストリー地区(*The Eastleigh Area*)。
- リバー・ロード(*River Road*)。
- ニヤマキマ地区(*The Nyamakima Area*)。
- キリニャガ・ロード(*Kirinyaga Road*)。
- ダルエスサラーム・ロード(*Dar es Salaam Road*)。
- カムクンジ地区(*The Kamukunji Area*)。

この活動がナイロビの大部分で行われているという事実により、ナイロビはケニアの模倣ホットスポットとなっている。しかしながら、モンバサやキスムといった地区も重大となっている。

5 模倣対策—税関、法律、その他

模倣は主に商標に関するものであるため、ケニア国内に存在している特定模倣品取締法の話に移る前に、さまざまな商標法の問題について議論することにする。

5.1 ケニアの商標法の概要

法律：ケニアの商標法は1982年商標法（第506章）であるが、新しい法律である2015年商標法案が目下準備中である（この新しい法律については、後で詳しく議論されることになる）。

ケニアにはまた、2008年模倣品取締法という特定模倣品取締法も存在しており、これを修正しようとする法案、2018年法令法（その他の修正）案が存在している。これらの問題についても、後で詳しく議論されることになる。

国際協定：ケニアは、パリ同盟ならびにマドリッド議定書の加盟国である。

検索：登録局は電子データベースを保持しているが、このデータベースは個人の（非公式な）オンライン検索には利用できない。個人の検索は、記録を手作業で調べることで実行することができる。

商標の定義：法律では、商標は、特徴的な外観（商品容器の形状または外形を含むものとして定義されている）、スローガン、図面、ブランド、見出し、チケット、名称、署名、単語、文字、数字、あるいは二次元または三次元形式でのそれらの任意の組み合わせから構成されうると述べられている。

商標の種類：通常の商標に加えて、団体標章および証明標章に関する規定が存在している。

出願手続き：自ら商標権者であると主張し、その商標を使用または使用することを提案する者は、合法的に出願を行うことができる。国際分類が採用されており、複数区分での提出が可能である。委任状（署名済みのもののみ）が必要となる。優先権を主張することができ、優先権書類（検証済みの英語訳付き）が必要となる。

出願の審査：固有登録性(inherent registrability)及び相対的拒絶理由についての審査がある。

固有登録性に関して言えば、登録簿はパートAおよびBに分けられている（パートAは区別目的の商標用に用意されており、パートBは単純に区別可能な商標用に用意されている）ということを知ることが重要である。ただし、パートAの登録には、パートBの登録よりも特定の利点がある。

相対的拒絶理由に関しては、同一あるいは同種の商品を対象とする同一または混同の可能性のある類似の先願商標登録に基づいて出願を拒絶することができる。そのような異議は、善意での併存使用を理由に克服することができる。

異議申立：出願が許可可能であると、それが公告され、異議申立を行うことができるようになる。登録済み商標だけでなく、未登録商標も、混乱を生じさせる可能性がある場合、異議申立の根拠を形成しうる。

期間：登録期間は10年であり、更新期間もそれと同様となる。

譲渡およびライセンス付与：譲渡は、営業権ありまたはなしで行うことができ、ライセンスの登録に関する規定が存在している。

不使用：登録は、5年以上継続して使用されていない場合は取り消すことができる－使用に関しては、登録済みライセンシーによる使用で十分である。

権利行使：商標登録の所有者は、登録の対象となる商品またはサービスに関して、同じまたは混同の可能性があるほど類似した商標の使用を停止させることができる。ケニア国内において模倣は深刻な問題となっているが、これについては後で詳しく議論されることになる。

5.2 好ましい商標制度

ケニア国内に存在している特定模倣品取締法および救済策を検討する以前に、ケニア当局は全体として商標権者に対して好意的であるように見えることは注目に値する。これはもちろん模倣品取締活動の良い前兆である。

この好ましい傾向のいくつかの例を以下に示す：

5.2.1 会社法の近代化

数年前にケニア会社法に加えられた変更の結果として、今やケニアでは商標が会社名よりも優先されることが明らかになっている。これは、商標権者が会社の登録に同意しない限り、それが登録済商標と同じである場合、会社名は拒絶されることを意味する。これ自体、多国籍企業がケニアで商標を登録する正当な理由となっている。

5.2.2 法解釈よりも実質

ケニアの裁判所が厳密な法解釈よりも実質をどれほど好むかということの好例として、Sony Holdings Ltd 対商標登録官および Sony Corporation の訴訟事件（2015年3月6日）におけるケニア控訴裁判所の判決がある。この訴訟事件において、裁判所は、商標登録官は商標異議申立期間の延長を認める「自由な権力」を有しているという判決を下した。これが意味することは、この場合において認められていた210日間という非常に長い期間が合法だったということであった。

裁判所は、「本件紛争が聴取されるのは公共の利益のためであった」と述べつつ、より大きな利益に基づいてその判決を正当化した。裁判所はまた、以下のように不利益の欠如に基づいてそれを正当化した：

「不便さを除けば、実質的な不利益や困難はなかった。公正な審理を行うことは依然として可能である。」さらに、以下のように続けた：「法により、登録官は、その登録前に商標登録の出願に対する異議申立を聞くことが求められている。」

その判決を正当化する過程で、裁判所は商標法の機能について興味深い意見を述べつつ、商標権者、一般市民、もしくはその両方の利益のためにそれが存在しているのかどうかについて議論を始めた。以下の両方が選択されたようである：

「商標法の全体的な目的は、企業や会社の商品またはサービスを一意に区別する記号、単語、ロゴ、デザインなどの使用を保護することにより、不公正な競争を防ぐことである。これにより、混乱を避けることを目的として、企業が他社の商標と実質的に同じ商標を使用することが禁止されることで、消費者が保護されることにもなる。」

5.2.3 未登録商標は保護されている

Fibrelink Limited 対 Star Television Productions Limited の訴訟事件に関するケニア高等裁判所の判決において、慣習法または未登録商標に基づいて商標出願に異議申立を行うことが可能であることが確認されている。裁判官は、ケニア商標法の第 14 条でそのような異議申立が認められているという判決を下した。本セクションの内容は以下の通りである：

「何人も、その使用が人を欺いたり混乱を引き起こしたりする可能性があるという理由により、司法裁判所において保護を受ける権利を与えられない、または法律や道徳に反するような事物、またはスキャンダラスなデザインを、商標もしくは商標の一部として登録してはならない。」

別のアフリカの国（ザンビア）の裁判所では、同一のセクションについて反対の見解が取られているため、これは重要である。

5.2.4 権利行使は真剣に受領される

最近の進展から、ケニアが模倣および権利行使を非常に真剣に受領することが示唆されている。例えば、ケニアの裁判所は、ケニア音楽著作権協会およびケニア放送協会が関係している訴訟事件において、証拠を保存するための検索・押収命令（英国法系国では「アントン・ピラー命令」として知られている）を発した。この命令により、原告が被告による著作権侵害の申し立ての証拠を押収できるようになった。

5.2.5 有名な商標は保護されている

2つの裁判所判決について議論することにする。1つ目は、Weetabix Limited 対 Manji Food Industries Ltd.の訴訟事件におけるケニア高等裁判所の判決である。

この訴訟事件における事実は、Weetabix が接尾辞「bix」で終わる多くの商標の登録を有しているということであった。これには、Weetabix、Oatibix、Bananabix、Fruitibix、Chocobix などがあり、すべて朝食用シリアルを対象としていた。同社にはまた「-bix」の登録もあった。同社は、自身が長年にわたって商標を使用してきたことを立証することができた。

被告である Manji は、Multibix という商標で朝食用シリアルを販売していた。この商標登録に関する出願が提出されたとき、Weetabix は異議申立を行った。この異議申立は成功した。Manji が自身の製品を販売し続けたため、Weetabix は商標権侵害と詐称通用に基づく差止命令を求めて、高等裁判所に訴えた。

裁判所は Weetabix に有利な判決を下し、商標出願の登録が失敗した後も Manji が製品を販売し続けていたという事実に対して不満の色を示した。裁判所は、商標ファミリーに関する INTA ガイドラインを適用し、Weetabix は「特に接尾辞として適用される場合、「-bix」という認識可能な共通の特徴を持つ明白な商標シリーズを確立していた」という判決を下した（裁判所はこれを「Bix ファミリー」と呼んでいた）。

裁判所はさらに、Weetabix は同法のセクション 15 の下で「有名な商標」として適格であるという判決を下し、他の者による商標「またはその一部」の使用は違法であると言いつづけた。

したがって、Weetabix に対して差止命令が認められた。

しかしながら、その後の判決により、商標がよく知られていると判明する前に、裁判所が明確な証拠を必要とすることになることが示唆されている。

これは、Sony Corporation 対 Sony Holdings Limited の訴訟事件であり、2018 年に判決が出された。事実、Sony Corporation はケニア国内で、区分 9、35、36、37、39、40、41、ならびに 42 について Sony という商標に関する商標登録を取得している。同社は、Sony Holdings Limited という名の会社が区分 12、16、25、35、36、37、39、ならびに 45 について提出した Sony Holdings および Sony Holdings & Device という商標に関する商標出願に対して異議申立を行った。異議申立は、先願、ならびに有名な商標の規定に基づいていた。副登録官が、すべての区分に関して異議申立を棄却したため、Sony は高等裁判所へと控訴した。

重複する区分（35、36、37、ならびに 39）に関するものに限ると、異議申立は、同じ商品/サービスに関する類似の商標に基づく異議申立を扱う法律のセクション（セクション 15.1）に基づいていた。裁判官は、Sony と Sony Holdings の商標は混同される可能性が高いという判決を下した。心強いことに、裁判官

は、ケニアの商標法が国際商標法と密接に整合していることを示唆しつつ、英国および欧州の有名な判決の多くに言及してくれた。

類似しない区分（12、16、25、ならびに45）に関する異議申立は、セクション15(A)に基づいていた（当該セクションは、「その者がケニア国内で事業を営んでいるか、営業権を持っているかどうかにかかわらず、ケニア国内で条約国の国民である人物の商標としてよく知られている商標」に関する保護を与えている）。

裁判官は、商標がよく知られているかどうかを判断する方法に関する特定のWIPO勧告を認識していた。これには以下が含まれている：関連部門における商標の知識または認識の程度；使用の期間、範囲、および地理的領域；プロモーション活動の期間、範囲、および地理的領域；商標登録の期間および地理的領域；権利行使の成功に関する記録；ならびに商標に関連付けられた価値。

しかしながら、裁判官は続けて、セクション15(A)に基づく要件は、商標権者が自身の商標がケニア国内でよく知られていることを「証明」することであると言った。裁判官は提出されていた証拠、すなわち以下のものを吟味した：

- **スポンサーシップ**：異議申立者は、自身がメジャーなスポーツイベント（無料テレビ放送でアクセスでき、それゆえ何百万人ものケニア人がアクセスできたと考えられるイベント）のスポンサーをやっていたため、自身の商標はケニア国内でよく知られていると主張していた。しかしながら、裁判官が言うには、以下では不十分だった：「ケニア人が実際にこれらのイベントにアクセスしていたという証拠が、副登録官の眼前に提示される必要があった。」裁判官は続けて、世界的なイベントのスポンサーであるという実際の証拠が存在していたとしても、それだけでは当該商標がよく知られていることを証明するのに十分ではなかつただろうと述べた。
- **ランキング**：異議申立者は、自身は「販売収益の面でトップランクのブランドとして国際的に認められている」と主張していた。裁判官は、この主張は証拠を構成していないと述べた。
- **商標登録**：異議申立者は、全世界の商標登録のリストを提供していた。しかしながら、裁判官は、登録証明書の写しが必要になるだろうと言った。そして、たとえばそれらの写しが提供されていたとしても、「それだけではケニア国内における十分な周知を立証するには不十分である。」

- *販売*：異議申立者は、自身の製品のいくつかがケニア国内で販売されていると主張していた。しかしながら、同社はケニアに関する具体的な販売情報を提供してはいなかった。そのため、販売活動により、商標がよく知られていることは立証できなかった。
- *価値*：興味深いことに、裁判官は、Interbrand や Harris Interactive などのブランド評価会社によって与えられたランキングによって証明されているように、副登録官は異議申立者の商標の価値を考慮すべきであると思っていた。しかし、たとえこれが考慮されていたとしても、このことは商標がよく知られていることを立証するには不十分だった。

裁判官は、有名な商標に関するおそらく最もよく知られたアフリカでの判決である、McDonald's Corporation 対 Joburgers Drive-Inn Restaurant (Pty) Limited (1997 (1) SA 1 (A)) の南アフリカでの訴訟事件に言及した。この訴訟事件において、最高控訴裁判所は、それが使用されていなかったという事実にもかかわらず、McDonald's の商標は南アフリカでよく知られているということを認容した。裁判所は、市場調査の証拠、地元メディアでの宣伝の証拠、ならびに地元企業のフランチャイズに対するアプローチの証拠に基づいてこれを認容した。

そのため、異議申立者はその商標がケニア国内でよく知られた商標であることを証明できなかった。裁判官は、これは「多くの人にとってショックなこととなるかもしれない」ことを認めた。しかしながら、裁判官は、「裁判所はそれ自身の個人的な認識から結論を引き出すことはできない」と付け加えた。

この判決から得られる教訓は明確である－自身の商標がケニア国内でよく知られていることを立証したい企業は、この訴訟事件を真剣に受け止め、可能な限り多くの証拠を提出することが必要となる。これを回避する最善の方法は、商標登録が十分な数存在していることを確かめることである。

5.2.6 商標法の近代化計画

ケニアの商標法は時代遅れのものとなっており、当局はそれが近代化されることを通知してきた－商標法の草案である 2015 年商標法案が、既存の法令である商標法（第 506 章）に取って代わる予定である。

この新しい法案のいっそう注目されるべき機能として、以下のものがある：

- 音、色、香り、動きだけでなく、3次元の商標を登録することもできるようになる。

- 団体標章および証明標章に関する規定の導入。
- この新しい法律には、商標が周知かどうかを判断する際に考慮することが必要となる要因が具体的に記載されることになる。実際、これらは、1999年にパリ同盟とWIPOによって採択された「周知商標の保護に関する規定についての共同勧告」に記載されている要因である。これらの要因を明確にすることで、商標権者はより簡単に自身の商標が確実に保護されるようにできるようになるはずである。
- 担保証書または委託証書による商標の担保契約に関する規定が設けられ、それにより登録の譲渡に対する負担が生じることになる。この修正により、商標権者は、資金調達のために自身の登録を使用することができるようになる。

5.3 模倣品取締法

まず、この法律について議論することから始め、その後、裁判所判決、行われてきた改正、必要とされる可能性のあるさらなる改正に関する提案、特許へのこの法律の適用など、さまざまな展開についての議論へと移ることにする。

5.3.1 法律

上記で説明されている通り、ケニアには商標権侵害に対する民事救済が存在している。また、商品表示法(Trade Descriptions ACT)に基づく特定の犯罪行為も存在している。ケニアには、模倣に関する特定法律である2008年模倣品取締法も存在している。模倣品取締法は、商標法、著作権法、工業所有権法、並びに種苗法で保護されている権利を対象としている。

この法律において、模倣は、「保護済みの商品に関して、ケニア国内または他の居住地の知的財産権者の許可なしに」行われる行為と定義されている。法律はさまざまなことを規定する。知的財産権者にとって有利な規定が用意されている。検査官を擁する模倣品取締局(Anti-Counterfeit Authority) (以前は、Anti-Counterfeit Agency) が設立されている。商品の押収や差押について規定されている。5年の禁固刑など、侵害者に対する厳しい罰則が定められている。

模倣品取締法は、検査官が模倣品を押収するために施設内に入り、搜索し、令状なしに容疑者を逮捕できるということに基づいて機能している。不当な扱いを受けた者は、商品を返却する命令を裁判所に対して申請することができる。また、商品を押収された人物が何らかの違反によって告訴されていなければ、商品は返却されなければならない。

同様に、模倣品取締法により、権利者は模倣の疑いがあるとして告訴することができ、これにより、搜索および押収が行われることになる。権利者は、疑わしい模倣品の押収を税関長官に対し

て申請することもでき、長官は3日以内にかかる要請に応じなければならない。しかしながら、税関は、裁判所の命令なしにコンテナを開けることはない。また、裁判所の命令を取得するには4週間かかる可能性がある。コンテナ内に模倣品があることが判明した場合、税関は、輸入業者が裁判所に申請を提出しない限り、商品は破棄されることになることを輸入業者に対して通知することになる。

ケニアでは、税関監視サービスも可能であり、これは税関によって提供される。

5.3.2 裁判所

2012年、裁判所は、模倣品取締法の対象が広範である過ぎるために、ジェネリック医薬品の流通を妨げる可能性があるとして裁定した。しかしながら、その後の Paul Nduba 対 Hon.司法長官および模倣品取締局の訴訟事件において、裁判所は、模倣品取締法の規定は合憲であり、搜索および押収の規定は憲法に含まれるプライバシー権を侵害しないと裁定した。

より最近の訴訟事件において、あるケニアの会社は、模倣品取締局が模倣品の履物を押収した後、司法審査を申請した。裁判所は申請を却下し、裁判所は「犯罪の発生または差し迫った発生の疑いを提起する問題を調査する」という当該機関の権限を「横取りする」べきではないと主張した。

事実は、模倣品取締局がある店を強制捜査し、模倣衣料品であると思われるものを押収したということであった。店主は強制捜査に立ち会い、押収された商品は箇条書きに列挙され、店主はその目録に署名をした。その後、店舗のオーナーは裁判所に行き、搜索および押収の合法性に異議を唱えた。

模倣品取締法の規定が合憲であるかどうかがこの裁判の争点である。オデロ裁判官によると、店舗オーナーは事前に議論していなかったが、まさに考慮すべき事項がある。ケニアの裁判では、令状を取るなどの正式な手続きよりも、事案の状況による判断を優先するという見解を支持しているのである。

模倣品取締法の規定が憲法に準拠しているという反証しうる推定が存在することを指摘した後、裁判官は模倣品取締法の規定は合憲であると判断した。特に、裁判官は以下のように裁定した：

- 模倣品取締法の搜索および押収の規定は、憲法第31条に基づいて保証されるプライバシー権を侵害しない。裁判官が指摘したように、プライバシー権は絶対的なものではなく、「関連するすべての要因を考慮して、その制限が合理的かつ正当なものであるとされる場合は」、法律によって制限される可能性がある。この要因には、権利の性質、制限の理由および重要性、ならびに権利や自由が他者の権利や自由を侵害しないようにする必要性が含まれる。

また、憲法第 40(5)条で、「国はケニアの人々の知的財産権を奨励し、保護するものとする」と述べられている。裁判官は続けて、知的財産の保護に対するこの憲法上の権利を実現するために模倣品取締法が可決されたと言った。模倣品がある可能性があると疑われる施設に検査官が立ち入り、その施設を捜索し、また取引をやめさせ、商品を押収し、列挙し、排除するための措置を講じることを許可する模倣品取締法の条文は、「知的財産権保護に関する法律の目的に完全に合致している」。プライバシー権の侵害はなかった。

- 知的財産権者が模倣について告訴を行っていなかったという単純な事実によって、強制捜査は違法とはならなかった。裁判官が述べたように、「特定の状況では、事前の告訴がなかったとしても検査官が行動をとることが想定される」。模倣品取締法のセクション 34 では、知的財産権者に対して後で通知されるのであれば、検査員が模倣を疑っている場合、自主的に対策を講じることができると述べられている。
- 強制捜査は、単に強制捜査後に店舗のオーナーに対して起訴が行われなかったという理由により違法とはならなかった。これは、模倣品取締法のセクション 28(1)により、査察官に対して起訴を行うために 3 か月の期間が与えられており、この期間がまだ経過していなかったからである。

知的財産権者は、この判決に励まされることになる。彼らはまた、ケニアの憲法が知的財産権者を特に保護しているということを知りたがっているかもしれない。

5.3.3 執行当局の合理化

重要な進展として、多くの知的財産権機関（模倣品取締局、ケニア著作権委員会、ならびにケニア工業所有権所）をケニア知財財産機関に統合するというケニア当局による決定があった。この施策の要点は、官僚主義的手続きを低減させ、執行措置における協力を改善することであったように思われる。

5.3.4 法律の変更－税関との間での商標の登録

最近の法改正の結果として、今やケニアは税関当局との間で商標を登録するシステムを持つようになっており、その登録は「税関登録申請」として知られている。これについては多くの不確実性があり、執筆時点においても争点は完全には明らかとはなっていない。確かに、税関登録申請プロセスは非常に面倒である。とりわけ、以下が必要となる：

- 出願者に関する詳細情報；
- 当該商品が製造された国；
- 商標登録された商品のサンプルまたは商品の明確なデジタル写真表示；
- 認可済みの海外ユーザーおよび/または認可済みのディストリビューターの身元情報；
- ケニアの商標登録証明書の認証済みの写し；
- 所定の手数料の支払い—商標が複数の区分について登録される場合、区分ごとに手数料がかかる。

税関登録申請は、申請日から1年間有効となり、有効期限の少なくとも30日前に更新申請を提出することが必要となる。更新申請書には、登録証明書の写しならびに所定の手数料が再度添付されなければならない。

税関登録申請が承認されると、模倣品取締局の検査官は、輸入された模倣品に関して税関職員と同じ権限を持つようになる。税関登録申請は、模倣品取締局をより実効的にするものであり、今や入国港において模倣品の輸入を停止できるようになっている。

この法律によってもたらされた変更の1つに、ACA(Anti-Counterfeit Agency)のACA(Anti-Counterfeit Authority)への変更があった。ここで重要なことは、「Authority」が「Agency」よりもはるかに強力な組織である（すなわち、ACAは現在、ケニア税務当局といった組織と同等の地位にある）ということである。

税関登録規定の改正は署名され法律として成立されているが、公布されて初めて運用されるようになるということを理解していることが重要である。登録の問題が最初に導入されたとき、改正が不明確であったという事実によりかなりの驚きがあったということにも言及する価値がある—改正についての最新バージョンははるかに許容しやすく、かつ理解しやすいものとなっている。また、最初に提案された登録料金が法外に高く、当然反対があったため迅速かつ大幅に減額されたということにも驚きがあった。

5.3.5 オンライン模倣

ケニア国内（また実際的にはアフリカ全体）における模倣に関して言えば、従来の物理的な販売に焦点が当てられる傾向がある。ケニアの法律事務所による 2019 年の記事では、アフリカでオンラインショッピングがますます重要となっており、ケニア、ナイジェリア、ならびに南アフリカがアフリカで最も多くのオンライン買い物客を抱えているという事実が注目されていた。

この記事では、ケニアやアフリカの他の地域でオンラインプラットフォームが模倣品の発生源になりつつあることが示唆されていた。ケニアの模倣品取締法は、オンラインプラットフォームでの模倣品の販売および列挙に関して規定していないため、おそらく目的に適さないことも示唆されていた。新しい税関登録システム（上記参照）に関して、これは従来の模倣に関して利点を提供する可能性があることが示唆されていたが、オンライン模倣に関してはあまり有用であるとは考えられない。

著者は、ケニアは参考として海外事例に目を向けるべきだと提案した。インドの場合、電子商取引法によりベンダーとプラットフォーム所有者の両方に責任が生じ、また知的財産権者に対して知的財産権者の商品を販売するオンラインプラットフォームに登録することを求めるという提案がある。または中国の場合、知的財産権者は電子商取引プラットフォーム運営者に対して海賊サイトの所有者への対抗措置をとることを求めることができ、商品を販売するためのプラットフォームに登録することを望むベンダーは、模倣があった場合に知的財産権者が措置を講じられるよう、自身の ID および住所に関する完全かつ正確な情報を提供することが求められている。あるいは EU でさえ、削除手続きが行われている。

ケニア当局がオンラインでの模倣をどのように扱っているかはいまだ不明である。

これは、以下のサイトで 2019 年に公開された：

www.bowmanslaw.com/insights/intellectual-property

5.3.6 模倣および特許

模倣品取締法は商標権者だけでなく、特許権者に対しても機会をもたらすということは留意しておく価値がある。その背景のいくつかを以下に示す。

ケニアでは、特許権者は、異なる 2 つの裁判所、工業所有権法廷ならびに高等裁判所を通じて特許権を利用することができる。特許権者は、特許権者は第三者による特許利用を停止させることができる（この利用には、特許取得済み工程の使用、特許取得済み製品の販売または輸入が含まれる）とする、工業所有権法のセクション 54 に頼ることができる。

侵害者は、当該発明が公開された出願の主題であるということを実際に知っていなければならないため、特許権者は最初に侵害の申し立てを侵害者に対して通知しなければならないということに留意することが重要である。利用可能な救済措置には、差止命令、損害賠償、ならびに引渡しが含まれる。

工業所有権法は、特許権に対してさまざまな制限を課している。そのため、例えば、特許権者の権利は、産業または商業目的で行われた行為にのみ及ぶものであり、科学研究のために行われた行為は対象外である。

特許侵害は刑事犯罪を構成する可能性があることを知っていることも重要である—工業所有権法のセクション 109 において、故意の特許侵害は刑事犯罪であるとされている。起訴は、特許権者に代わって検察当局長官によって開始され、争点が高等裁判所にて審理される。有罪判決の場合、KS 10,000~KS 50,000 の罰金が科せられ、3 年~5 年の懲役が科せられる。

しかしながら、特許権の行使は、模倣品取締法を通じて達成することもできる。これは、模倣品取締法が商標および著作権の領域に限定されている一部の国とは異なり、ケニアでは、模倣品取締法が商標法、著作権法、工業所有権法、ならびに種苗法で保護されている権利をカバーしているからである。

その結果、模倣品取締法は、特許権者に対して侵害の場合の救済策をも提供すると考えられている。そのため、それに関して特許が存続している商品の無許可での製造、販売、ならびに輸入は、模倣品取締法の範疇に収まりうる。

したがって、特許権者は、模倣品取締局に対して模倣の告訴を行うことができる。

5.4 複数当事者による協力

アフリカにおける模倣品との闘いには、執行と教育の両方に関して多くの関係者が関与している。関係団体には、WIPO、インターポール、多数の国家機関などがある。

模倣品取締に関して言えば、ケニア当局は国家レベルで助言や支援を歓迎している。法律事務所は、ケニア税関職員および警察官のブランド識別トレーニングに頻繁に関与している—このトレーニングは、主要な商標権者の指示に従って行われている。法律事務所によって提供される支援は、基本的に以下の 3 つの分野に分けることができる：

- トレーニング
- 強制捜査および押収
- 有罪判決

これらは現在、より詳細に扱われている。

トレーニング

アフリカの法執行機関は一般に知的財産権に関する専門知識をあまり有していないため、かなりのトレーニングが裏で行われている。実際のトレーニングはアフリカ知的財産権法の専門家によって実施されているが、これらのトレーニングプロジェクトは、多くの場合、商標権者および知的財産権団体によって開始ならびに支援されている。例として、以下に、アフリカの知的財産権法を専門とするある弁護士によって最近実施された最新のトレーニングのいくつかに関して簡単な概要を示す：

- 2018年にWIPOによって手配され、ケニアを含む15か国から45~50人の執行役員らが参加したワークショップで行われたブランド識別トレーニング。
- ある企業と連携して実施され、ケニア模倣品取締局（ACA）およびさまざまな港の税関職員約40人が参加したブランド識別トレーニング。
- 2019年にケニア模倣品取締局（ACA）によって招待され、モンバサとナイロビでそれぞれ約20~30人の法執行官らに対するトレーニングを実施している。
- 模倣品取引と闘う国際的なNGOと連携して実施されたブランド識別トレーニング。このトレーニングには、ナイロビの模倣品取締局職員および他の政府執行機関の職員約40人、ならびにモンバサの約60人の職員が出席した。

強制捜査

この弁護士は、2018年から現在まで、ケニア模倣品取締局（ACA）と連携して、以下の強制捜査および押収が実施されている：

国名	押収品目数	製品タイプ	場所（既知の場合、施設および町名）	強制捜査実施年
ケニア	550	衣料品	Murawa Clothing Company Ltd（ナイロビ）	2018
ケニア	399	履物	ナイロビ、キタレ・タウン	2018
ケニア	6,077	フットボール用ボール、トラックスーツ、手袋	Gohomu Agencies（モンバサ）	2019
ケニア	5,364	履物	Shinning Vanshow International Ltd（ナイロビ）	2019

ケニア	1,545	履物	Sima Trading	2019
ケニア	375	フットボール用品	Kiscen Enterprises (キスム・タウン)	2019
ケニア	261	衣料品	Kiscen Enterprises (キスム・タウン)による商取引	2019
ケニア	20	履物	エルドレット国際空港	2019
ケニア	76	AirPods	Jumia Warehouse (ナイロビ)	2019
ケニア	50,000	ペン	Consolbase コンテナ貨物停車場 (モンバサ)	2019
ケニア	2,000	プラスチック腕時計	コンテナから押収 (ケニア、モンバサ、マクパ)	2018
ケニア	5,970	腕時計	Max Trade Investments Ltd (ナイロビ)	2018
ケニア	120	電卓	Salama Cargo (エルドレット国際空港)	2019
ケニア	120	電卓	Salama Cargo (エルドレット国際空港)	2019
ケニア	119	電卓	Safari-line Cargo (エルドレット国際空港)	2019
ケニア	1,680	電卓	Hopex General Trading Limited (ナイロビ)	2019
ケニア	120	電卓	Afrisali Cargo (Mahat A. Ibrahim 気付) (エルドレット国際空港)	2019
ケニア	1,075	電卓	コンテナ番号 PCIU9062338 から (ケニア、モンバサ港)	2019
ケニア	18,000	石鹼/洗剤	Murawa Clothing Company (ナイロビ)	2018
ケニア	1,340	テレビ	The Trading Experts Ltd (ナイロビ)	2019
ケニア	1,264	部品	Thames Electricals Limited (ナイロビ)	2019

ケニア	99	履物	Simba CEA Ltd (ケニア、モンバサ)	2019
ケニア	504	帽子	モンバサ港	2018
ケニア	2,250	履物	Makupa Transit Shed	2018
ケニア	408	帽子	モンバサ港	2018
ケニア	109	衣料品	Tusker Mattresses Ltd (ケニア西部、エチロー・キシイ・タウン)	2018
ケニア	72	石鹼	Elijah Otiena という名の個人から (ケニア、ミゴリ・カウンティ、イセバニア OSPB)	2019
ケニア	900	点火プラグ	Seated Enterprises Limited (ナイロビ)	2018
ケニア	424	帽子	モンバサ港	2018
ケニア	174	履物	ナイロビ、エルドレット・タウン	2018
ケニア	75	履物	Omar Bajun (マラバ)	2019
ケニア	450	携帯電話用品	Decent Logistics Ltd (モンバサ)	2018
ケニア	483	自動車部品	Alfah Auto Brake and Clutch Services	2018
ケニア	199	自動車部品	Cogoo General Stores (ナイロビ、ケリチョ)	2018
ケニア	30		David Kanja Mwangi (ナクル・タウン)	2018
ケニア	500,000	かみそり	モンバサ港	2018
ケニア	40,000	かみそり	モンバサ港	2018
ケニア	5,100	かみそり	Samar Traders (カムクンジ)	2019
ケニア	1,000	かみそり	Samar Traders (カムクンジ)	2019
ケニア	160	履物/商品	コンテナ番号 MRKU 5925820 (モンバサ)	2018

ケニア	1,642	自動車部品	Nafast Freight Services のコンテナから (ナイロビ)	2018
ケニア	4,150	自動車部品	モンバサ港	2018
ケニア	6,140	自動車部品	Seated Enterprise Ltd (モンバサ)	2019
ケニア	455	電子機器	モンバサ港	2018
ケニア	378	衣料品	Trend Wear (ナイロビ)	2018
合計：		661,677		

多くの大手日本企業の商標がここに関係している。

有罪判決

2017年7月にケニアのブンゴマ・タウン(Bungoma Town)にある Safaritronics Mobile Accessories という会社から、日本の大手ブランドの模倣電卓 42 個が模倣品取締局により押収され、最終的に刑事有罪判決が下された。この有罪判決に関して特に興味深いのは、商標権者の代理人を務める弁護士が、押収された商品が模倣品であるという証拠を提示したことである—これは宣誓供述書において、またその後、法廷にて口頭証拠として提示された。被告は証拠に基づいて有罪とされ、裁判所は禁固刑の代わりに罰金を科した。

弁護士らとケニア当局との協力の程度に関するより完全な見取り図を与えるにあたって、いくつかの事例研究は興味深いものであるかもしれない：

事例研究 1

最初の事例調査では、Kenafric という会社が、Puma という商標および Leaping Puma デバイスで特徴付けられる靴を販売していることが示された。商標権者である Puma の代理人を務める弁護士は、模倣品取締局に対して強制捜査を行うよう説得したが、この強制捜査が Kenafric によって妨害されていたため、捜索・押収令状が得られた。これは、商品および金型の押収につながった。令状は Kenafric の販売者に関する情報も提供しており、これらの会社の施設もまた強制捜査された。

すべての会社に対して刑事手続きが開始された。Kenafric は、司法審査申請を提出した。裁判所は、猶予を求める申請を却下し、令状が「公正な競争を抑制するために」取得されていたという主張を棄却した。裁判所はまた、「犯罪の発生または差し迫った発生の疑いを提起する問題を調査するという（模倣品取締局の）憲法上の権限を横取りする」べきではないと主張した。

第2の事例では、多国籍ブランドの所有者の代理人を務める弁護士が、ケニア税関に対して模倣品の疑いのある積荷についての通知を行った。税関はコンテナを見つけたが、それらを開けることができなかったため、強制立ち入りを許可する裁判所命令を取得した。コンテナは、この弁護士およびブランド所有者の代理人の前で開けられ、商品が模倣品であることが確認された。税関は輸入業者に対し、没収および破棄を防ぐよう裁判所に申請することができると伝えたが、輸入業者はそれをせずに、商品は破棄されることとなった。全体のプロセスには4か月がかかった。

5.5 並行輸入品

真正商品の並行輸入（すなわち、商標権者によって、またはその管理下で製造されたが、当該商標権者によってそれを輸入することを許可されていない会社によって輸入された商品の輸入）の問題は、模倣と併せて議論されることがある。問題はもちろん異なっている。

知的財産権に関する雑誌 WTR に掲載された最近の記事「並行輸入品は依然として東アフリカの知的所有権におけるグレー領域である（2018年8月2日）」で、知的所有権を専門とする弁護士の John Sykei は、並行輸入品の問題が異なる3つの国（ケニア、タンザニア、ならびにウガンダ）でどのように扱われているかについて議論している。Sykei は、並行輸入品はほとんどの場合、正規品よりも安価であることを指摘している。Sykei は、ケニアは真正商品の並行輸入を認めていると主張している。

特許に関して、Sykei は、より安価な薬品の需要に対処するために、2001年工業所有権法によって並行輸入が合法化されたと述べている。法律では以下のように述べられている：「特許の下での権利は、特許権者に対して独占権を付与するものであり、ケニアまたはその他の国において市場に出された物品、もしくは当該特許権者によって、あるいは彼の明示的な同意とともにケニア国内に輸入された物品に関する行為には適用されることはない。」

商標に関して、「権利の消尽」の概念が好まれ、また真正商品の並行輸入を防ぐことは不可能であることが判例法で示唆されている。しかしながら、Sykei は、正規代理店はより安価な輸入品によりブランドの評判が損なわれ、それによって登録が侵害されていると主張できるかもしれないと示唆している。したがって彼は、製品またはパッケージの変更に関して、これが評判への被害に関する議論に重みを与えるかもしれないという理由で、並行輸入業者に対して警告を行う。また彼は、並行輸入業者は、例えば「正規」といった言葉を通じて、商標権者からの承認を示唆することは、消費者保護法に違反する可能性があるため、避けるべきであると提案している。

5.6 執行の実践ガイド

本セクションの終わりに、執行にかかる実際の問題をまとめる。

5.6.1 ACA が強制捜査を行う手順

- 調査員は、模倣品を販売している場所および/または営業施設を特定するために、市場にて調査を行わなければならない。
- 模倣品を販売している営業施設が特定されると、ACA に対して告発がなされる。
- 強制捜査が実施されると、侵害商品が ACA 倉庫へと運ばれ、事件が解決するまで安全に保管される。
- 強制捜査に続いて、ブランド所有者またはその法定代理人は、ACA に以下の文書を提出しなければならない：委任状；補償契約；法的手続きにおける使用証明書；ならびに専門家宣誓供述書（とりわけ、なぜ当該商品が模倣品とされるかという理由を確認するもの）。
- ブランド所有者またはその法定代理人には、強制捜査が行われた後、（事件を解決し、侵害商品を破壊させる目的で）容疑者と直接和解交渉を行うというオプションもある。
- 和解契約には通常、容疑者がとりわけ商品を破棄するようブランド所有者またはその代理人に引き渡すという約束に署名し、商品の出所を開示することが伴われる。
- 3 か月以内に和解に至らなかった場合、ACA は続けて、容疑者に対する刑事訴追手続きを開始することになる。ACA には、法廷にて模倣訴訟を取り扱う社内告訴人がいることに留意すること。
- 刑事事件の場合、専門家宣誓供述書において宣誓供述する（押収された商品が模倣品であることを確認する）者は、なぜ当該商品が模倣品とされるかという理由に関する証拠を提示するため、ケニアの裁判所によって間違いなく召喚されることになる。

5.6.2 ACA が市場執行を実施する手順

- ACA は市場にてスポット検査を実施し、疑わしい模倣品が見つかった場合、ACA はこれらを差し押さえることになる。
- 商品が差し押さえられると、ACA はブランド所有者またはその代理人に対してその差押を通知し、差し押さえられた商品の模倣性の確認を要求することになる。
- ブランド所有者またはその法定代理人はその後、ACA に対して以下の書類を提出することになる：委任状；補償契約；法的手続きにおける使用証明書；ならびに専門家宣誓供述書（とりわけ、なぜ当該商品が模倣品とされるかという理由を確認するもの）。

- ブランド所有者またはその法定代理人には、差押が行われた後、（事件を解決し、侵害商品を破棄させる目的で）容疑者と直接和解交渉を行うというオプションもある。
- 和解契約には通常、容疑者がとりわけ商品を破棄するようブランド所有者またはその代理人に引き渡すという約束に署名し、商品の出所を開示することが伴われる。
- 3か月以内に和解に至らなかった場合、ACAは続けて、容疑者に対する刑事訴追手続きを開始することになる。ACAには、法廷にて模倣事件を取り扱う社内告訴人がいることに留意すること。
- 刑事事件の場合、専門家宣誓供述書において宣誓供述する（押収された商品が模倣品であることを確認する）者は、なぜ当該商品が模倣品とされるかという理由に関する証拠を提示するために、ケニアの裁判所によって間違いなく召喚されることになる。

5.6.3 市場および組立拠点のアクセシビリティ

ブランド所有者が模倣品の見つかった市場を検査できるかどうかという問題に関して、我々の経験では、ケニアの容疑者（模倣品製造者）は一般的に攻撃的ではなく、ほとんどの場合協力的である。これは、人々が警察を恐れているという事実の一部起因している。

そうは言っても、どの国でもそうであるように、ケニアには警察でさえ行くことを恐れるような特定の地区/場所が存在している。

我々の考えでは、個人的なリスクを回避するために、ブランド所有者/代理人は、模倣品が販売されている市場へ向かう際、公務員または警察を同伴しなければならない。同じ考慮事項が組立拠点に対して適用されうる。

6 まとめ

この調査では、ケニアでは模倣が劇的な問題となっていることが示されており、一部の地域では模倣品がそこで販売されている商品全体の70%を占めていると推定されている。

これは、ケニアがアフリカで最も包括的な模倣品取締対策を講じているという事実にもかかわらずである。実際、ケニアは、模倣品取締に関する法律である、模倣品取締法を制定している数少ないアフリカ諸国の1つである。これには、ケニア税務当局と同等の地位にある専門模倣品取締団体であるACAがある。ケニアには、商標権者およびその他の知的所有権の所有者に共感する傾向のある裁判所も存在している。

楽観的でいられる理由が存在している。最近になっても、ケニア国内での模倣に関して相当な研究が行われてきている。法律は絶えず進化しており、最新の提案では、模倣品の発見を容易にするために、商標権者に対して税関当局に自身の商標を登録することが求められるようになっている。ケニアの知的所有権を

専門とする弁護士らは、模倣品取締法は電子商取引などの分野における進展に足並みをそろえる必要があると指摘することで、当局に対して注意を促している。また、このレポートにより示されているように、ケニアの法執行機関は、ブランド所有者の代理人を務める弁護士らと協力し、これらの弁護士から法律と模倣品の発見の両方に関するトレーニングを受けることに対して非常に意欲的である。

パート 2：タンザニア

7 国のプロフィール

タンザニアの地図 (東アフリカにおける位置を示す)



7.1 地理

タンザニア連合共和国は東アフリカに位置し、インド洋に面している。タンザニアは大きな国であり、その面積は 947,300 平方マイルである。タンザニアは以下の 8 つの国と接している：ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ザンビア、マラウイ、ならびにモザンビーク。

タンザニアはアフリカ大湖沼地域に位置しており、以下の 3 つの主要なアフリカの湖にアクセスできる：ヴィクトリア湖、タンガニーカ湖、ならびにマラウイ湖。タンザニアでよく知られているもう 1 つの地理的特徴として、アフリカ最高峰のキリマンジャロ山がある。

タンザニアの首都はドドマであるが、最大の都市は同国の商業の中心地であるダルエスサラームである。

タンザニアは 30 の地域に分かれており、そのうち 25 が本土にあり、5 つが島である。

本土地域は以下の通りである：アルーシャ、キリマンジャロ、マニャラ、シミュ、ゲイタ、シニャンガ、ムワンザ、マラ、カゲラ、キゴマ、カタヴィ、ンジョンベ、ルクワ、シンギダ、ムベヤ、イリング、モロゴロ、プワニ、ダルエスサラーム、タボーラ、リンディ、ムトワラ、ルヴマ、タンガ、ならびにドドマ。

島嶼地域は以下の通りである：ペンバ北部、ペンバ南部、ザンジバル都市部・西部、ザンジバル北部、ザンジバル南部。

ザンジバル島は独立した領土であり、タンザニアの一部ではないことに留意すること。

タンザニアの気候は熱帯から温帯までさまざまである。

7.2 人および社会

タンザニアの人口は約 5,600 万人 (www.data.worldbank.org) で、125 を超える民族から構成されている。タンザニアの平均余命は 63 歳である。人口の約 60% が農村部に住んでいる。

タンザニアでは約 130 の言語が話されており、スワヒリ語が最も広く話されている。英語はビジネス用の言語として使用される傾向がある。タンザニアの識字率は 77.9% である。

タンザニアで普及している宗教には、キリスト教やイスラム教などがある。

7.3 経済

2018年に実施された世界銀行の国別政策・制度評価（CPIA）によると、タンザニアはアフリカで最も急速に発展している国の1つである。CPIAは、タンザニアを、強力な政策、制度、経済成長を有する国のグループに置いた。

タンザニアのGDPは570億米ドル（www.data.worldbank.org）であり、アフリカにおける経済国トップ10の1つになっている。タンザニアの高い都市化率は、消費者の需要が急速に成長していることを意味しており、今後10年間にわたって経済成長が年約6%になると推定されている。

タンザニアの天然資源には以下のものがある：水力、スズ、リン酸塩、鉄鉱石、石炭、ダイヤモンド、宝石、金、天然ガス、ならびにニッケル。

タンザニアの重要な産業には以下のものがある：農産物加工、採鉱（ダイヤモンド、金、鉄）、塩、ソーダ灰、セメント、石油精製、靴、衣料品、ならびに肥料。

タンザニアの輸出品には以下のものがある：金、コーヒー、カシューナッツ、ならびに綿。

主要な輸出パートナーには以下の国がある：インド、南アフリカ、ベトナム、ケニア、ならびにスイス。

タンザニアに輸入される商品には、以下のものがある：消費財、機械、輸送機器、工業用原材料、ならびに原油。

主要な輸入パートナーには以下の国がある：中国、インド、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、ならびに南アフリカ。

7.4 政府

タンザニアは、ドイツと英国の両方の植民地背景を有する国である。タンザニアは1964年に英国から独立した。

タンザニアは大統領制をとる立憲共和国である。国民議会が存在し、議員の任期は5年間である。タンザニアには大統領、副大統領、ならびに首相がそれぞれ1人ずついる。

7.5 輸送、物流

タンザニアには、ダルエスサラームのジュリウス・ニエレレ国際空港、キリマンジャロ国際空港、ムワンザ国際空港など、多数の国際空港がある。

港は、タンザニア港湾局によって運営されている。3つの主要港が、ダルエスサラーム、ムトワラ、ならびにタンガにそれぞれ存在している。ヴィクトリア湖、タンガニーカ湖、ならびにニアサ湖にも重要な内陸港がある。

タンザニアの道路は劣悪であるが、貨物輸送の約75%は道路で輸送されている。人の輸送に関して言えば、高速バスのシステムが存在している。鉄道に関して述べると、タンザニアには2つの主要鉄道会社が存在している。

8 模倣状況の概要

8.1 はじめに

2017年に専門組織がタンザニア国内での模倣状況の徹底的な調査を実施したが、これにより、タンザニア産業連盟によって「タンザニアにおける模倣品の状況に関する調査レポート」というタイトルのレポートの発行へとつながった。

このレポートの著者は、以下のような一般的な観察および所見を示している：

- タンザニア公正競争委員会（FCC:Fair Trade Commission）は、模倣品取締りに関与する主要機関である。2010年から2016年にかけて、FCCは模倣品の入ったコンテナを1,151個押収し、138回の強制捜査を行い、1,711人の犯罪者に対処した。
- FCCは、タンザニア国内で入手可能な商品の約10%が模倣品であると考えている。
- タンザニアは、事実上すべてのカテゴリの商品をカバーする中間製品から完成品までの幅広い模倣品を輸入している。
- 模倣によって生じる結果に関する多くのレポートの中には、模倣による利益がしばしばアフリカにおける組織犯罪、テロリズム、ならびに反政府組織の戦闘員や軍隊の資金源として使われているとの主張がある。
- 模倣の広まりに対する答えは主に教育にある－このレポートの著者は、模倣と闘う方法は模倣品ならびにそれらがもたらす危険についてよりいっそう教育することであると断固主張している。

8.2 地理：模倣品の流通ルート

前述のレポートによれば：

- タンザニアおよびケニアは、東アフリカ共同体（EAC）の他の3つの国（ブルンジ、ルワンダ、ならびに南スーダン）よりも高い模倣レベルに苦しんでいるが、これは主に地理的な位置が原因となっている。
- タンザニア国内で販売されている模倣品の圧倒的大多数は海外由来のものである。主要な生産国は以下の通りである：

中国、インド、エジプト、シンガポール、タイ、ならびにマレーシア。

タンザニア国内の模倣品のほんの2.8%は日本からやって来たものと考えられている。

- タンザニア国内で入手可能な輸入品の多くは、アラブ首長国連邦（UAE）経由でやって来る。
- 輸入された模倣品の約80%がダルエスサラーム港からタンザニア国内に入ってくる（近隣のザンジバルから入ってくるものもあるが、それほど重大な数ではない）。その他の入国港として、タンガおよびムベヤというタンザニアの町がある。
- タンザニアの主要な模倣ホットスポットは、ダルエスサラームである。その他の重要な場所として、アルーシャ、ムワンザ、ならびにムベヤがある。
- タンザニア人は、タンザニアで販売されている模倣品の60%が、ダルエスサラーム発のものであり、そこが外国製の模倣品の場合はその入国港、もしくは現地製造の模倣品の場合はその製造元となっていると考えている。
- 模倣が多い理由の1つとして、タンザニアが近隣のケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ザンビア、マラウイ、ならびにモザンビークと国境を接しているということがある。

8.3 人口統計および社会問題

本レポートは、以下のような以前の主張を参照している：

- タンザニアの消費者の約45%は、模倣品とは何であるかを理解している。約50%が模倣品と標準以下の商品を混同している。製造業者の約80%は、模倣品とは何であるかを理解している。
- ほぼすべての消費者は、模倣品を常に判別できるとは限らないと言っている。
- 模倣に関して言えば、どのような法律が破られているか、または責任のある規制機関が誰であるかについて、一般大衆の間でほとんど認識されていない。
- タンザニアの企業の大部分（約92%）は自身の製品の模倣を経験したことがあり、ほぼ全てが、それにより自身の信用や評判が損なわれてきており、売上高の損失、ひいては税収入の損失がもたらされていると思っている。

- タンザニアで商標権を行使した経験を持つタンザニアの企業は非常に少なく、ほとんどの企業は法律が不十分であると思っている。
- 模倣流行の理由に関して言えば、多くの人が不十分な法執行を問題として挙げている。模倣によってもたらされる莫大な利益を挙げている人もいた。

8.4 企業倫理

本レポートは、以下のような以前の主張を参照している：

- 模倣は雇用の喪失につながり、偽りの経済を生み出し（「模倣品を買うことでより多くが失われる」という用語が頻繁に使用されている）、健康上の懸念を引き起こす。
- 模倣は、製造業者、農民、ならびに知的財産権者の利益を低減する。
- 模倣は政府の税収入の損失につながり、雇用と外国直接投資（FDI）を低減する。
- 模倣は腐敗を助長し、かつ増大させ、タンザニアの工業化に悪影響を及ぼし、また政府が市民の福祉および財産を保護する能力を低下させる。

9 模倣品市場に関するレビュー

9.1 はじめに

タンザニアは発展途上国であり、他の発展途上国と同様、有名なブランドの安価な「バージョン」に対する欲求が存在している。模倣品製造者は、ザンビア、ウガンダ、マラウイなどの近隣諸国にも航路を持つダルエスサラーム港を通じて、タンザニアの市場に簡単にアクセスすることができる。

ダルエスサラーム(Dar es Salaam)はタンザニアの商業の中心地である。ドドマはタンザニアの首都であるが、ダルエスサラームは1974年まで首都であり、現在でも政府官僚機能が多く集まっている。

ダルエスサラームの人口は約430万人で、東アフリカ最大の都市となっており、またアフリカで7番目に大きな都市である。同市の住民の約40%がビジネスや商業に従事しており、およそ40%が公務員または非政府組織（NGO）の従業員であり、残りの20%は失業者である。

ダルエスサラームではさまざまな商業活動が行われており、同市は同国内の他の地域に比べて非常に高い企業集積度を誇っている。ダルエスサラームには、インドや中東起源の多くのトレーダーがおり、同市は

何世紀にもわたってこれらの地域との交易路を保ってきた。ダルエスサラームには証券取引所があり、昨今の建設ブームの結果、35階建てのタワーなど高層ビルが多数存在している。当然のことながら、ダルエスサラームには近代的な小売モールが多数存在している。

これらのさまざまな要因の結果として、タンザニアの人口の約60%が農村部に在住であるという事実と併せて、模倣が行われる可能性が最も高い場所であるダルエスサラームに模倣調査を集中させることは理にかなっている。したがって、本レポートでは、ダルエスサラームにある以下の3つの最重要地域に焦点を当てる：

- イララ地区(Ilala District)。
- テメケ地区(Temeke District)。
- キノンドニ地区(Kinondoni District)。

ダルエスサラームの地図



9.2 方法論に関する説明

レビューの目的は、ダルエスサラーム地域で入手可能な日本のブランドの模倣品を特定することだった。調査により、ダルエスサラーム地域全体で、日本のブランドの模倣品が入手可能であるということが示唆されている。

本レビューを実施するにあたって、以下の場所に特に注意が払われた：

- 市場
- バスステーション
- 中心市街地
- ショッピングモール
- 町の中心部にある店

各地域の場合、最初の焦点は、市の中心部および町の中心部の店に置かれた。これに続いて、ショッピングモール、バスステーション、ビーチが並んでいた。各店舗およびバスステーションを訪れ、どのような商品が販売されているかを確認するという観点から外側と内側の両方から写真が撮られた。関連するすべての商品の詳細な写真が撮影された。日本企業にとって特に興味深いと思われる商品は、慎重に記録された。

ダルエスサラームの露店や非公式店舗の多く（特にタウン・マーケットの場所）には、会社名や商号の表示がなく、物理的な住所や郵便住所の表示もない。しかしながら、多くの写真が撮影された。さらなる手続きの可能性がある場合に備えて、店名およびその所有者を特定することを目的として、取得した請求書から情報を収集するために、いくつかのテスト購入が行われた。

ダルエスサラームで行われた調査は広範なものだった。合計で約 32 の場所が検査された。これには以下のものが含まれていた：

- カリアコー(Kariakoo)
- ポスタ(Posta)
- アキバ・シティーモール(Akiba City Mall)
- ムバガラ(Mbagala)
- タンディカ(Tandika)
- ムベジ(Mbezi)
- キマラ・スカ(Kimara – Suca)
- ムリマニ・シティーモール(Mlimani City Mall)
- ムウエンゲ(Mwenge)
- ブンジュ(Bunju)
- キノンドニ(Kinondoni)
- ムササニ・モール(Msasani Malls)

したがって、この調査により、ダルエスサラームとタンザニア全体の両方での模倣活動の有用な見取り図が与えられる可能性が高い。

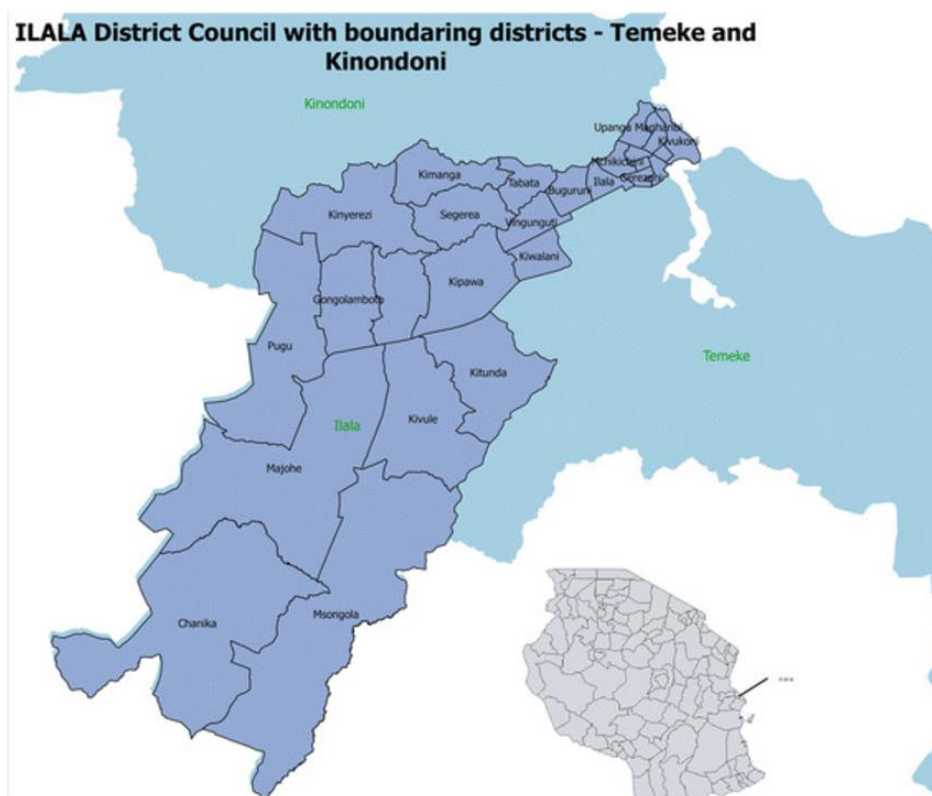
9.3 イララ地区(Ilala District)

「ダウントウンダル(Downtown Dar)」としても知られるイララ(Ilala)は、ダルエスサラームの主要な地区の1つである。この地区の大きさは273平方キロメートル（または105平方マイル）あり、人口はおよそ640,000人である。

イララはダルエスサラームの行政区であるが、そこには中央ビジネス地区(Central Business District)または、現地では「ポスタ(Posta)」として知られている地区である。

イララは、商業および銀行業の多くが営まれている場所である。イララには、重要なカリアコーショッピング地区(Kariakoo shopping district)およびカリアコー・マーケット(Kariakoo market)、ならびにその他のショッピングモールが見られる。イララでは、ダルエスサラームの他の地区に比べて人々の移動が激しい傾向がある。これは、店舗、市場、ショッピングモールの存在によるものである。

イララ地区の地図



以下に、有名な日本のブランド名を使用している疑いのある模倣品が発見された業者のリストを示す。商品が実際に模倣品であるかどうかを断言することはもちろんできないことに留意すること。

この地区での模倣によって最も影響を受けている製品分野は以下のものがある：*自動車部品*；*音楽用品*；*家庭用電子機器*；*発電機*；ならびに*キッチン家電*。

場所：カリアコー、ウフル・イコマ通り (Kariakoo, Uhuru-Ikoma Street)。

製品：音楽用品。

場所：カリアコー、ウフル・ンダダ通り (Kariakoo, Uhuru-Ndanda Street)。

製品：家庭用電子機器。

場所：カリアコー、ムシンバジ通り (Kariakoo, Msimbazi Street)。

製品：自動車部品。

場所：カリアコー、コンゴ・ムチチ通り (Kariakoo, Congo-Mchichi Street)。

製品：腕時計、ハンドバッグ。

場所：カリアコー、コンゴ・ムチチ通り (Kariakoo, Congo-Mchichi Street)。

製品：オフィス機器。

場所：Posta、モロゴロ通り (Morogoro Road)。

製品：発電機。

場所：不明。

製品：キッチン家電、エアコン。

9.4 テメケ地区(Temeke District)

テメケ(Temeke)は、ダルエスサラームの工業および製造業地区であり、そこには重工業と軽工業が共存している。この地区の人口は約 160 万人で、低所得者が多く住んでいる。

この地区の住民は、小規模の農業、貿易、漁業などのさまざまな活動に従事している。

タンザニア最大の港であるダルエスサラーム港はテメケにあり、ダルエスサラーム国際見本市会場も同じくテメケにある。

テメケ地区の地図



以下に、有名な日本のブランド名を使用している疑いのある模倣品が発見された業者のリストを示す。商品が実際に模倣品であるかどうかを断言することはもちろんできないことに留意すること。

この地区での模倣によって最も影響を受けている製品分野は以下のものがある：

自動車部品；オートバイ；楽器および音楽用品

9.5 キノンドニ地区 (Kinondoni District)

キノンドニ(Kinondoni)は、人口が最も多い地区である（同市の人口の半分はここに住んでいる）。これは、最も高所得の郊外地域が位置する地区である。

キノンドニ地区の地図



以下に、有名な日本のブランド名を使用している疑いのある模倣品が発見された業者のリストを示す。

この地区での模倣によって最も影響を受けている製品分野は以下のものがある：*自動車部品*；*家庭用電子機器*；*腕時計*。

場所：ムウェンゲ・マーケットプレイス(Mwenge Market Place)

製品：電子機器および付属品

場所：カウエ、ウクワマニ(Kawe, Ukwamani)。

製品：自動車部品

場所：カリアコー・ムシンバジ・マーケット(Kariakoo Msimbazi Market)

製品：自動車部品

場所：ムリマニ町(Mlimani City)ダルエスサラーム大学近く

製品：家庭用電子機器、腕時計。

10 模倣品生産拠点

現地製造の模倣品に関する情報はあまり存在していない。しかしながら、それらは明らかに存在している。

明らかなのは、現地製造の模倣品は、アルコール飲料、肥料、種子などの比較的ローテクな商品に限定されているようであるということである。医薬品もまた特徴的である。

しかしながら、先に言及した模倣レポートでは、2017年の調査に回答したかなりの数の人々が、タンザニア国内の模倣品の製造場所を認識していたことが示されている。これらの場所には、ダルエスサラーム、ならびにアルーシャ、ムワンザ、ムベヤ、シンギダ、タンガ、キリマンジャロなどのその他の主要都市や地域が含まれる。

あるタンザニア人の発言からのこの引用は、レポート内に登場している。これによって、現地製造の模倣品に関して入手可能な情報が非常に少ない理由がおそらく分かるだろう。

「ちょうどここ、町の中心部、店舗施設の裏側には巨大なスピリッツ工場が存在している。当局は実業家らによって買収されており、場所を密告しようとする自身命が危険にさらされることになるので、誰も警察などの当局にあえて教えることはしない。」

11 模倣対策－法律、税関、その他

11.1 タンザニアの商標法の概要

模倣は主に商標に関するものであるため、まずタンザニアの商標法の簡単な概要から始めることにする。

法律：商標法とは、1986年商標・サービスマーク法のことである。商標の目的において、「タンザニア」は単に本土のことを指しており、ザンジバル島には独自の商標システムが存在していることに留意しておくことが重要である。

国際協定：タンザニアは、パリ同盟ならびに商標に関するARIPO地域登録システム（バンジュール議定書）の加盟国である。

検索：登録局は、電子データベースを保持している。このデータベースは、承認済みエージェントによる個人的な（非公式な）オンライン検索では利用できる。検索は電子データベースに限定されている。

商標の定義：この法律の観点において、商標の概念は、文字、名前、ブランド、図形、ならびに署名を含む、目に見える標章に限定され、図として複製が可能であるものである。商品または容器の形状、外形、または色のみで構成される商標の登録には、具体的な禁止事項が存在している。

出願手続き：商標出願の提出に関して言えば、出願の提出には使用しようとする意図だけで十分である。優先権を主張することができ、また優先権文書（検証済みの英語訳付き）が必要となる。国際分類が採用されており、複数区分での提出は不可能であり、委任状（署名済みのもののみ）が必要とされる。

2018年12月8日にタンザニア国内でオンライン登録システムが稼働し始めた—この新しいシステムは商標と特許を対象とし、その登録、更新、ならびに譲渡、ライセンス付与、名義の変更などの処理をカバーしている。古いシステムよりもはるかに効率的となっている新しいシステムの主な利点の1つとして、エージェントが出願の状態を追跡し、自身のクライアントに情報を提供できることがある—登録済みのエージェントのみがタンザニア国立識別局（NIDA）によって提供された識別番号を通じてシステムにアクセスすることができる。

出願の審査：固有登録性((inherent registrability))ならびに相対的拒絶理由についての審査があり、同じまたは密接に関連する商品あるいはサービスを対象とする登録済み商標と混同の可能性があるほど類似しているという理由で、出願が拒絶される可能性がある。善意の併存使用に基づく登録が可能である。

異議申立：出願が許可可能であると、第三者による異議申立の機会が与えられる。

期間：登録後の商標の初期期間は7年で、その後10年間の更新期間が続く。

不使用：不使用期間は3年であるが、登録日から5年間は不使用取消を求めることはできない。

行使：商標登録の所有者は、登録の対象となる商品またはサービス、もしくはそれと密接に関連する商品またはサービスに関して、同じ商標または混同の可能性があるほど類似した商標の使用を停止させる権利を有する。登録済みライセンシーは、所有者がそれをしなかった場合、侵害について訴える権利が与えられている。先使用は、侵害請求に対する抗弁として提起することができる。

関連する権利：この法律により、詐称通用に対する民事訴訟が認められている。

11.2 商標に関する判決

知的財産権法に関する判決は、タンザニアではまれである。そのため、Afro American Industries Ltd 名義で区分 33 について行われた「McKenzie's Royal Whisky（文字）」という商標に関する商標出願、ならびに Scotch Whisky Association Ltd による異議申立にかかる訴訟事件（2016年5月19日の登録官による判

決)が議論に値することとなる。この訴訟事件では、スコットランド産であると誤認させる可能性のあるウイスキーの商標が扱われた。

この訴訟事件における異議申立の主な根拠は、McKenzie's Royal Whisky という商標が、1986年商標・サービスマーク法のセクション19(a)に違反して、スコットランド由来であるという誤った示唆を行っているということであった。当該セクションでは、商品の「地理的起源またはその他の起源に関して人を欺くか混乱を引き起こす可能性が高いと考えられる」商標の登録は違法であると述べられている。異議申立者はさらに、知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS)に関する協定の第22.3条では、地理的起源に関して誤解を招く商標の保護は加盟国によって拒絶されることになると述べられていると言った。

その主張を支持しつつ、異議申立者は「Mc」はゲール語で「～の息子」を意味すると説明した。さらに彼は、オランダのMacDunbee、フランスのMacRose、インドのMcQueenなど、世界中の「Mac」ないし「Mc」商標の使用または登録に対して異議申立を行ってきたと述べた。

出願人は、スコットランド出身を示す名前を選択したことを否定した。また、製造業者のフルネームおよび住所がラベルに記載されていることを指摘しつつ、混乱が生じうることを否定した。さらに、「Scotch」および「Scottish」という単語は商標に登場していないということが指摘された。

登録官は、タンザニアが「後発開発途上国(LDC)」の1つとして、TRIPSをしばらくの間導入することを求められていないことを指摘しつつ、TRIPSに基づく異議申立をしりぞけた。

しかしながら、登録官は、欺瞞または混乱がありうるとの主張によって説得された。登録官は、*Pianotist (1906) 23 RPC 774* (ここでは2つの商標間の混乱の可能性が扱われた)の非常に古い英国判決を引用した。登録官は、この判決から、考慮されるべき要因は「弾力性(*elastic*)」と「無制限性(*unlimited*)」の両方であると結論付けた。

登録官は、名前を選択する際の出願人の動機が「出願者の提出物は、ウイスキー製品として市場において識別性を有する「McKenzie」という名前を選択するに至った状況を納得させるものではない。」とし、登録官は、「消費者は当該ウイスキーがスコッチウイスキーであると誤解させられることになる」、すなわち、混同が生じることになることをほとんど疑っていなかった。

これは間違いなく合理的な判決であり、Scotch Whisky Associationにとって良い結果となった。タンザニアの当局が商標権を尊重していることは確かに示唆されている。したがって、この判決は、タンザニア国内でビジネスを行う多国籍ブランド所有者を喜ばせることとなる。

11.3 模倣品取締対策

11.3.1 全般

我々の評価では、タンザニアは、商標権者が商標権を通常行使する能力と同様に、模倣に対する法的救済策がかなり優れているアフリカの多くの国の1つとなっている。これにより、タンザニアは以下のアフリカ諸国と同じカテゴリに分類されると考えられる：

アルジェリア、ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、エチオピア、ガーナ、ケニア、モリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、セネガル、南アフリカ、スーダン、チュニジア、ザンビア、ならびにジンバブエ。

11.3.2 商標権侵害

タンザニアにおいて、商標法（1986年商標・サービスマーク法）に基づく侵害訴訟のオプションがもちろん存在している。この法律の観点において、商標登録の所有者は、登録の対象となる商品またはサービス、もしくはそれと密接に関連する商品またはサービスに関して、同じ商標または混同の可能性のあるほど類似した商標の使用を停止させる権利を有する。

11.3.3 公正競争法および商品標法

タンザニアには、2003年公正競争法として知られる法律も存在している。この法律は非常に広範であり、違法または不公正な競争の問題を扱っている。当該法のセクション15では、誤解を招く行為や人を欺く行為が禁止されており、何人も誤解を招くまたは人を欺く可能性のある取引に関与してはならないことが規定されている。当該法のセクション16では、生産地、商品の由来、商品の規格または品質など、商品に関する虚偽の表示が禁止されている。また、この法律により、公正競争委員会や公正競争裁判所も設立されている。

さらに、1963年商品標法として知られる法律が存在している。2008年、タンザニア当局は、模倣品や海賊版を扱う商品標法に基づく細則を通過させた。商品標細則は広範であり、以下のような多くの事項を提供または許可している：

- 調査を実施し、模倣品であると合理的に疑われる商品を差押または押収し、また模倣品を輸出または輸入した疑いのある人物に対して略式手続を行う権限を有する主任検査官の任命。
- 主任検査官の最終判決に対する控訴プロセス—この控訴は、2003年公正競争法に基づいて設立された、高等裁判所の裁判官が議長を務める裁判所である公正競争裁判所へと送られる。
- 模倣と闘うことを目的とした、国内のさまざまな場所への地域事務所の設立。
- 模倣品であると考えられる商品（輸入品または輸出品）の税関職員による押収。
- 一方的な検索命令（いわゆる「アントン・ピラー命令」）を取得する可能性—これらの命令は、主任検査官または知的財産権者が地方裁判所から取得することができ、これにより模倣品があると疑われる施設への立ち入りおよび検索が可能となる。
- 模倣品の押収、差押、保管、ならびに処分。

- 最終命令または判決の遂行を妨げる目的で裁判所の管轄からそれを移動できないよう、出願者が被告の資産を凍結させられるようにする、資産凍結命令（いわゆる「Mareva 差止命令」）を裁判所から取得できる可能性。
- タンザニアの住民の健康や公衆衛生を危険にさらすような模倣品を輸入、輸出、または取引した疑いのある犯罪者を訴追するという検察局長の権利。

11.3.4 税関監視

残念ながら、タンザニアには効果的な「税関監視」システム、すなわち税関との間での商標の登録を伴う監視要求システムが存在していない。

11.3.5 電子税印紙（ETS）

収益を増やし、脱税に対抗するために、タンザニア当局は技術に目を向けるようになってきた。2018年、政府は2018年電子税印紙規則を導入した。

これらの規制では、物品税の対象となるすべての商品に関する電子税印紙（ETS）の使用および適用が義務付けられている。ETSは、高度なデジタルコーディング技術を使用した貼付ラベルからなっており、物品税の対象となる商品の製品パッケージに直接印刷ないし貼付されている。

ETSの目的は、模倣や税金の過少申告などの税に関する不正と闘うことである。

一般的に、ETSシステムとは、物品税の対象となる商品のすべてが適切に計上され、それに応じて課税されるよう、サプライチェーンに沿った印紙および物品税の対象となる商品の追跡、監視、ならびに認証を容易にするものである。ETSシステムは、非効率的な時代遅れの紙による印紙システムに取って代わる。

これがどのように機能するかに関するさらなる詳細は以下の通りである：

- ETSシステムでは、すべての製造業者および輸入業者に対して、特定のスイスの電子税印紙管理システムを設置することが求められている。このシステムは、印紙の注文、その印紙の商品への適用、情報の保管、商品の認証、ならびに生産の監視を提供する。製造業者はすべての生産ラインにシステムをインストールすることが求められるが、輸入業者は税関管理区域においてそれをしなければならない。
- 製造業者と輸入業者は今や、製造または輸入されるすべての新製品のパッケージおよびラベルについて、それらの商品が免税品であったとしても、当局に対して申告することが求められている。さらに、新商品の生産または輸入、もしくは商標デザインの変更について少なくとも30日前に通知することが求められている。

- サプライチェーン内のすべての人物には、商品を何らかの方法で取り扱う前に、印紙を検証ないし認証する義務がある。
- すべての製造業者と輸入業者は、登録証明書を受け取るために当局に登録する必要がある。
- 現地製造の商品の場合、ETSを生産施設において用いなければならない。輸入品の場合、当局による承認を受けた場所にてETSが適用されなければならない。

この新しいシステムは、選ばれた商品について段階的に実装されてきている。第1フェーズは2019年1月15日に始まったが、このフェーズではタバコ、ビール、ワイン、スピリッツ、その他のアルコール飲料が対象となった。第2フェーズは2019年8月1日に始まったが、ここではさまざまなノンアルコール飲料が対象となった。

非遵守に対しては、重い罰金や禁固刑を伴う厳しい罰則が科される。当局は、模倣印紙ならびに模倣印紙の付された商品を押収する権限を有する。

これらの進展は、タンザニアの大臣による最近の取り組みと合致しており、彼はETSシステムを前向きな進展と見なしている。

11.4 複数当事者による協力

11.4.1 強制捜査および押収

我々の経験では、外国の商標権者が、タンザニア当局に自身の商品の模倣品に対する効果的な強制捜査および押収を行わせる（また、検察にこれらの強制捜査や押収に随行させる）ための唯一の方法は、その過程に非常に密接に関与することである。ほとんどの商標権者は実際にタンザニア国内に居住してはいないため、タンザニアでの代理人となる弁護士にこの関与を委ねる傾向がある。

一般に、商標権者に代わって行動する弁護士は、多くの当事者と連携することが必要となってくる。第一に、強制捜査の実施に関して警察や公正競争委員会（FCC）などの執行当局が存在している—このトレーニングではしばしば、「ブランド識別トレーニング」と呼ばれる模倣品の発見方法の問題に焦点が当てられることになる。後日、弁護士は、事件が首尾よく起訴されるようにするために、検察官らと連絡を取ることが必要となる—検察部局は商標に関する専門知識をほとんど有していないため、この側面についてもかなりのトレーニングが必要となる。

タンザニア国内での知的財産権行使の経験が豊富な知的財産権専門の弁護士による最近のレポートでは、2018年および2019年にタンザニアで行われた特定の強制捜査が扱われていた。これらの強制捜査はFCCとともに行われた。実際には、警察ではなく、強制捜査を行うのはFCCだけである。レポートには、以下のような押収品リストが記載されている：

国名	押収 品目数	製品タイプ	場所 (既知の場合、施設および町名)	強制捜査 実施年
タンザニア	1,200	履物	ダルエスサラームにある倉庫	2018
タンザニア	21,456	石鹼/洗剤	タンザニア港	2019
タンザニア	1,440	石鹼/洗剤	タンザニア、ムワンザ	2019
タンザニア	238	履物	カリアコー・マーケットのトレーダー（ダ ルエスサラーム）	2018
タンザニア	800	履物	ダルエスサラームにある倉庫	2018
タンザニア	1,600	履物	タンザニア、ムクランガ	2019
タンザニア	1,800	かみそり	ダルエスサラームにある倉庫	2019
タンザニア	304	履物	カリアコー・マーケットの別の2人のトレ ーダー（ダルエスサラーム）	2018
タンザニア	1,405	履物	カリアコー・マーケット（ダルエスサラ ーム）	2018
合計：	30,243			

このレポートには、弁護士との関与の全レベルが記されている。カリアコー・マーケットにて予備調査が実施され、これらの調査により、大手履物会社の模倣品が実際に販売されていることが明らかとなった。弁護士は、クライアントに代わって FCC に対して告訴した。その後、弁護士は FCC 職員とともにブランド識別トレーニングを実施することを求められた。実際の強制捜査に関して言えば、弁護士は FCC の職員および警察官に同行しなければならなかった。

この関与にはすべて努力の価値があった。強制捜査により 7 人が逮捕され、このうち 6 人が罪を認め、罰金を支払った。7 人目は逃亡し、令状が発行された。

11.4.2 トレーニング

ブランド識別トレーニングについてはすでに言及してあるが、以下ではこれについてより詳しく説明する。ブランド識別トレーニングは、さまざまなレベルや段階で行われている。前段落では、具体的な強制捜査を見越してそれがどのように行われるかを見た。しかしながら、より一般的には、多くの場合、これは国際商標協会（INTA）や世界知的所有権機関（WIPO）などの国際団体による取り組みの結果として行われる。実際のトレーニングは、アフリカの知的財産権を専門とする弁護士らによって提供される傾向がある。

2018年および2019年に、知的財産権専門の弁護士がタンザニアに関連する以下のトレーニングコースを提供した：

- 2018年9月6日にベナンのコトヌーにて開催されたワークショップでのブランド識別トレーニング—このワークショップはWIPOによって手配され、以下の各国から45～50人の執行職員らが参加した。
アンゴラ；ベナン；ボツワナ；カメルーン；コートジボワール；コンゴ民主共和国；ガボン；ガーナ；ケニア；レソト；モザンビーク；ナミビア；南アフリカ；**タンザニア**；トーゴ
- 2018年10月12日にタンザニアのダルエスサラームで開催されたブランド識別トレーニング—このイベントは、模倣品取引と闘う国際的な非営利協同組合と共同で実施され、以下のタンザニアの執行当局から45人の職員らが参加した：公正競争委員会；タンザニア歳入庁；タンザニア標準局；警察；インターポール。さらなるトレーニングが2019年10月に行われた。

11.5 執行の実践ガイド

本セクションの終わりに、執行にかかる実際の問題をまとめる。

11.5.1 FCC が強制捜査を行う手順：

- 調査員は、模倣品を販売している場所および/または営業施設を特定するために、市場にて調査を行わなければならない。
- 模倣品を販売している営業施設が特定されると、公正競争委員会（FCC）に対して告訴が行われる—経験上、実際に強制捜査を行うのは FCC だけであることに留意する必要がある。
- 3,000,000 タンザニアシリングが FCC に対して支払われなければならない。この金額は、燃料費、ならびにタンザニア警察によって提供された警備の費用を賄うために請求されていると理解されている。
- 強制捜査が実施されると、侵害商品が FCC 倉庫へと運ばれ、事件が解決するまで安全に保管される。
- FCC は、容疑者に罰金を支払わせることを目的として、容疑者と直接やりとりをする。
- 罰金が支払われると、商品の破棄の手配が行われる。
- 容疑者が罰金の支払いを行わない場合、ブランド所有者またはその代理人は続けて、押収された商品の模倣性を確認する宣誓供述書の提出することになる。
- 宣誓供述書には以下が組み込まれることになる：
 - 委任状
 - 商標証明書の写し
 - 押収された商品のデジタル画像

- 通常、破棄はブランド所有者が費用を持つ。しかしながら、FCC が商品の破棄に関する手配を主導するという例も存在している。

11.5.2 市場および組立拠点のアクセシビリティ

ブランド所有者が模倣品の見つかった市場を検査できるかどうかという問題に関して、経験上、タンザニアの容疑者（模倣品製造者）は一般的に攻撃的ではなく、ほとんどの場合協力的である。これは、人々が警察を恐れているという事実の一部起因している。

そうは言っても、どの国でもそうであるように、タンザニアには警察でさえ行くことを恐れるような特定の地区/場所が存在している。

個人的なリスクを回避するために、ブランド所有者/代理人は、模倣品が販売されている市場へ向かう際、公務員または警察を同伴しなければならない。同じ考慮事項が組立拠点に対して適用されうる。

12 まとめ

このレポートでは、タンザニアでは、アフリカの多くの国と同様、模倣が問題となっていることが示されている。これは、外国のブランド所有者だけでなく、標準以下で、時には危険でさえある商品にさらされているタンザニアの人々にも影響を及ぼしている問題である。これは、税収入を失っている当局にも影響を及ぼす問題である。中国のような国の模倣品製造者は、多くの場合、主要港であるダルエスサラームを経由して、模倣食品をタンザニアに持ち込むのにほとんど苦労していないようである。

タンザニアでは相当な量の模倣活動が行われており、この活動はいくつかの産業部門にわたるさまざまな日本のブランド所有者に影響を及ぼしている。この模倣活動の多くはダルエスサラームで行われており（タンザニアの農村部人口が約 60%であることを考えるとこれは驚くべきことではない）、ダルエスサラームは間違いなくこの国の商業の中心地である。

タンザニアの法制度は、ブランド所有者に対して合理的なレベルの保護を提供している。珍しい特徴の 1 つとして、タンザニアには模倣品取締に注意を払う機関、公正取引委員会があるということがある。もう 1 つの前向きな進展として、2017 年にタンザニア国内での模倣に関する広範な調査が行われ、多くの興味深い洞察を含むレポートが作成されたということがある。しかしながら、他のアフリカ諸国と同様、ブランド所有者は、商標やその他の知的所有権を行使するために積極的な措置を講じる必要がある。

[経済産業省委託事業]

東アフリカにおける知的財産権侵害の現状に関する調査

(ケニアおよびタンザニア)

2020年3月

禁無断転載

[調査受託]

Spoor & Fisher

独立行政法人 日本貿易振興機構

知的財産課

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。